

しょうがいしゃそうごうふくしほう (仮称) の論点についての意見
 「障害者総合福祉法」(分野A 法の理念・目的・範囲)【その1】

ぶんや ほう りねん もくてき はんい
 (分野A 法の理念・目的・範囲)

こうもく ほう めいしょう
 < 項目 A-1 法の名称 >

ろんてん ほう めいしょう かんがえる
 論点 A-1-1) 法の名称 についてどう考えるか? . . . P 2

こうもく だれ なんの
 < 項目 A-2 誰の何のため >

ろんてん そうごうふくしほう だれ なんの
 論点 A-2-1) そもそも、この総合福祉法は、誰の何のためにつくるのか? . . . P 1 1

ろんてん けんぽう しょうがいしゃきほんほうとう そうごうふくしほう かんけい かんがえる
 論点 A-2-2) 憲法、障害者基本法等と「総合福祉法」との関係 をどう考えるか?
 . . . P 2 3

こうもく りねんきてい
 < 項目 A-3 理念規定 >

ろんてん しょうがいしゃけんりじょうやく ほご きやくたい けんり しゅたい てんかん いがく
 論点 A-3-1) 障害者権利条約の「保護の客体から権利の主体への転換」「医学
 もでる しゃかい もでる てんかん りねんきてい かんがえる
 モデルから社会モデルへの転換」をふまえた理念規定についてどう考えるか?
 . . . P 3 4

ろんてん すいしんかいぎ ちいき せいかつ けんり めいき ふかけつ かくにん
 論点 A-3-2) 推進会議では「地域で生活する権利」の明記が不可欠との確認がされ、
 すいしんかいぎ だいいち じいけんしょ しょうがいしゃ みずからせんたく ちいき
 推進会議・第一次意見書では「すべての障害者が、自ら選択した地域において
 じりつ せいかつ いとなむけんり ゆうする かくにん じつげん しえん
 自立した生活を営む権利を有することを確認するとともに、その実現のための支援
 せいど こうちく めざす しるさ うけた きてい
 制度の構築を目指す」と記された。これを受けた規定をどうするか? . . . P 4 6

ろんてん しょうがいしゃ じりつ がいねん とらえる そのさい かぞく いそん もんだい
 論点 A-3-3) 障害者の自立の概念をどう捉えるか? その際、「家族への依存」の問題
 かんがえる
 をどう考えるか? . . . P 5 8

ぶんや ほう りねん もくてき はんい
(分野A 法の理念・目的・範囲)

こうもく ほう めいしょう
< 項目 A-1 法の名称 >

ろんてん ほう めいしょう かんがえる
論点 A-1-1) 法の名称 についてどう考えるか?

あらいいん
【荒井委員】

けつろん
○ 結論

ほうりつ めいしょう もくてき りねん ふくめきていないよう さだまつ うえ ふさわしい
法律の名称 については、目的、理念を含め規定内容 が定まった上で、相応しい
めいしょう ぎろん てきとう
名称 について議論することが 適当。

そのさい せさく うける きやくたい しょうがいしゃ けんり しゅたい
その際、これまでの施策を受ける 客体 としての 障害者 から権利の主体 としての
しょうがいしゃ てんかん ほうこうせい ほかほう よこならび ふくしほう
障害者 に転換する法 構成 とするのであれば、他法との横並びの「福祉法」とい
めいしょう のうどうてき いみ ほうりつめい かんがえられる
う 名称 ではなく、能動的 な意味での 法律名 称とすることも考えられる。

りゆう
○ 理由

ふくしほう めいしょう うけとる いめーじ どうよう しょうがいしゃせさく
「福祉法」という 名称 から受け取るイメージは、これまでと同様、 障害者 施策
とらえかた しょうがいしゃ きやくたい しょうがいしゃじりつしえんほう もつ
の捉え方が 障害者 を 客体 とみることとなり、「 障害者 自立支援法」が持つ
いめーじ こうたい うけとら すいしんかいぎ だいいちじいけんしょ
イメージから 後退 と受け取られるおそれがあることから、推進 会議・第 一次意見書に
そつ りねん ほうりつめい かんがえられる
沿った理念を 法律名 とすることが考えられる。

いざわいん
【伊澤委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃそうごうふくし おもう
「障がい者 総合福祉」でよろしいと思う。

りゆう
○ 理由

たねん しょうがいしゃだんたい もとめて しょうがいしゃ がいねん
多年にわたって 障害者 団体が求めていたもの。ただし障がい者の 概念 が、「す
しゃかいてき はんで いきづらさ くらし おう ひと はば ひろい こまやかな
べての 社会的 ハンデ(生きづらさ／暮らしにくさ)を負う人」という、幅の広い細やかな
たいしょうしゃきてい ひつよう
対象者 規定が 必要 である。

いしばいん
【石橋 委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃそうごうふくしほう しょうがい こくみん そうごうふくしほう
障害者 総合福祉法 (障害 のある国民 の 総合福祉法)

しょうがいしゃ めいしょう かんしいけん さまざま めいしょう さだめる ひつぜんせい かんじる
※ 障害者 の 名称 に関し意見が 様々にあるため、名称 を定める 必然性 を感じる。

とうぜんめいしょう さだまれ じゅんじる
当然 名称 が定めればそれに 準じる。

りゆう
○ 理由

児童、高齢者福祉との整合性をどうするのかを論議する必要はあるが、全ての障害者を含む法律であることを分かりやすく提示するため。「総合福祉法」では範囲が広がりすぎ、分かりづらい。

【氏田委員】

○ 結論

障害 という 名称 の使用をやめ、「総合福祉法」とすべきである。

○ 理由

「障害」ではなく、支援ニーズに対応する「福祉サービス」を強調することができ、また、その福祉サービスのすべてを網羅するという意味を表現することが出来る。ノーマライゼーションの視点から考えると、障害者も健常者も当たり前存在し、ともに生きる共生社会の実現をイメージ出来る名称が望ましい。誰もが当たり前の生活をするために必要な支援、援助に関わる法律ということで「総合福祉法」とすべきである。

【大久保委員】

○ 結論

「障害者総合福祉法」でよいと考えるが、「障害者総合支援法」も考えられる。

○ 理由

「障害者総合福祉法」の名称は、仮称ではあるが、すでに浸透しつつあるように思われる。なお、3障害でそれぞれの「福祉法」があることと、福祉サービスの制度や仕組みの法律という視点で、「障害者総合支援法」も考えられる。

【大濱委員】

○ 結論

障害者総合福祉サービス法

○ 理由

福祉サービスの具体的な規定法として位置付けを明確にするため。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃそうごうふくし さーびす ほう
・ 障がい者 総合 福祉サービス法

りゆう
○ 理由

ふくし さーびす げんてい ほう いるりょう ろうどう しゃかいさんか ふくめたこうはんい
・ 福祉サービスに 限定した法にしておく。医療、労働、社会参加を含めた広範囲の
ほう かいせい しょうがいしゃきほんほう した かくりょういきべつ ほう
法は「改正・ 障害者 基本法」とその下にある 各領域 別の法にする。
たいしょうりょういき ひろい げんざいいじょう ほう
・ 対象 領域 が広いと、現在 以上に、はんざつで、ふくざつな法になるので。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃそうごうふくしほう
障害者 総合 福祉法

りゆう
○ 理由

じりつしえんほう かわる あたらしいしょうがいふくし にかんする ほうりつ そうごうふくしほう
自立支援法に替わる新しい 障害 福祉に関する法律であり、総合福祉法は、
しょうがいべつふくしほう はいし どうごう そうごうほう せいてい
障害 別 福祉法を廃止し、それらとの 統合・ 総合法として 制定すべきであるため。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃそうごうせいかつしえんほう
障がい者 総合 生活 支援法

りゆう
○ 理由

せいかつ ひろいがいねん つかう ていあん
生活 という広い概念 を使うことを 提案 します。
ふくし ばあい こうろうしょうかんけい げんてい けいこう
福祉という場合には、どうしても 厚労省 関係 だけに 限定 される 傾向 があり、
せいかつ たしょうちょうたんとう しょうがいせさく かんれん じょういがいねん
生活 として 他省庁 担当 の障がい施策との 関連 をつけられる 上位 概念 としての
ほう いちづけ のぞみ ほう いちづけ かのう しろうと
法の位置づけを望みます。そのような 法の位置づけが可能かどうかは、素人のためわ
かりません。

たぶん、しょうがいしゃきほんほう かのう かんがえて
たぶん、 障害者 基本法 において可能と 考えておられます。

ふくし ことば いっぱんこくみん くべつ けいこう せいかつ
「福祉」という言葉にはどうしても 一般 国民 と区別される 傾向 があるために『生活』
ことば
という言葉にこだわっています。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃそうごうふくしほう かんがえる
「 障害者 総合 福祉法」でよいと 考える。

りゆう
○理由

せいど たにま しょうがいしゃ しょうがいしゃ せいかつぜんぱん
制度の谷間の障がい者をつくらないとともに、障がい者の生活全般にわたっての
ふくし ほうかつてき きてい ほうりつ かんがえる
福祉について、包括的に規定する法律であるべきと考える。

きたうらいいん
【北浦委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃそうごうふくししえんほう
障害者 総合福祉支援法とする。

りゆう
○理由

しんたいしょうがいしゃふくしほう ちてきしょうがいしゃふくしほうとう しょうがいべつ ほうりつ せんざい
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等の障害別の法律が存在するの
であり、その給付部分を一括規定する法律という趣旨であり、弱者を切り捨てるこ
とのない支援法とする。
しえんほう

きたのいいん
【北野委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃちいきせいかつしえんほう
できれば「障害者地域生活支援法」

りゆう
○理由

な たい あらわす
名は体を表すから

くらたいいん
【倉田委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃそうごうふくし ろうどうほう
障害者 総合福祉・労働法

りゆう
○理由

しょうがいしゃ じりつ しえんほう はいし あと しょうがいしゃ そうごう ふくしほう つくつ いっぽう
障害者 自立支援法 廃止後に 障害者 総合福祉法 を作っても、一方
しょうがいしゃこようそくしんほう ふくし ろうどう たてわりぎょうせい かいしょう
障害者 雇用促進法 があり、福祉・労働の縦割り 行政 は 解消 されない。
しょうがいしゃこようそくしんほう しゅびはんい ふくめた しょうがいしゃそうごうふくし ろうどうほう
障害者 雇用促進法 の守備範囲も含めた、障害者 総合福祉・労働法 として、
いっぽんか せきねん かだい ふくし ろうどう たにま かいしょう かいけつ
一本化することこそ、積年の課題（福祉と労働の谷間の 解消）の解決につながる
かんがえる
と考えるから。

さいとういいん
【齋藤委員】

けつろん
○結論

げんかしょう しょうがいしゃそうごうふくしほう かんがえる そうごう
現仮称 「障害者 総合福祉法」でよいと考えるが、この「総合」とはどのよう

いみ あきらかに ひつよう
な意味であるのかを明らかにする 必要 がある。

りゆう
○理由

そのことによって、この 総合 福祉法 の 構成 も明らか となるからである。

しみずいいん
【清水委員】

けつろん
○結論

ひとりひとりが大切にされ、自分らしく暮らしていける 社会 をみんなでつくっていくた
め の 法律 」

りやくしょう ふくしほう たとえば めいしょう
略称 「みんなで福祉法」 (例えばこんな 名称 はだめなんですか?)

りゆう
○理由

ほうりつ めいしょう なが ふてきせつ しょうがいしゃ えんご
法律 の 名称 としては長すぎるし不適切かもしれませんが、 障害者 を援護され
たり 処遇 されたりする 存在 として 客体的に置くのではなく、 社会 を 変革 してい
く 主体者 として、そして、そのことに呼応して、 国民 みんなで一人ひとりを 包摂 す
る 新たな 社会 をつくっていくという覚悟の意味合いを込めて。

たなか のぶ いいん
【田中(伸)委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ 総合 福祉法
「 障害者 総合 福祉法 」でよい。

りゆう
○理由

こんかい しんぽうせいいてい しょうがいしゃ きほんてきじんけん しゅたい かくしゅ
今回の 新法制定 にあたっては、 障害者 が 基本的 人権 の「主体」であり、各種
の 支援 が 障害者 が 基本的 人権 を行使する上で 必要 不可欠な 手段 であることが
めいかく したがって ほんらい じんけん けんりほしょう
明確 にされるべきである。従って、本来であれば、「人権」ないし、「権利保障」
などの用語を 新法 の 名称 に用いることが望ましい。しかし、現時点では、「福祉」
という 概念 も多義的な意味で用いられており、「福祉」という用語を用いた場合であっ
ても、 障害者 の 権利 保障 という意味が 薄弱 となるとまではいえないと考えられる。
また、 一般 社会 の理解を得る 観点 からも「総合 福祉法」という 名称 が 妥当 であ
ると考える。

たなか まさ いいん
【田中(正)委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ 総合 福祉法 しょうがいしゃ けんりようご そうごうしえんほう
「 障害者 総合 福祉法 」もしくは「 障害者 権利擁護・総合 支援法 」。

りゆう
○理由

しょうがいしゃそうごうふくしほう めいしょう じょじよにしんとう
「障害者 総合福祉法」の名称は、徐々に浸透しつつあるため。
じりつ ひつよう けんりようご しえん くみあわせた しょうがいしゃけんりようご そうごう
自立のために必要な権利擁護と支援を組み合わせた「障害者 権利擁護・総合
しえんほう いちあん ていあん
支援法」も一案として提案する。

なかにしいいん
【中西 委員】

けつろん
○結論

ちいきじりつせいかつしえんせいど
「地域自立 生活 支援制度」とすべきである。

りゆう
○理由

じりつしえんほう じりつ そがい ちいき じりつせいかつ
自立支援法が自立を阻害していたのは、地域での自立生活であったことから、
しょうがいしゃそうごうふくしほう ちゅうしょうてき めいしょう ちいき じりつせいかつ ひてい
「障害者 総合福祉法」という、抽象的な名称では地域での自立生活を否定
されてきた じゅうどしょうがいしゃ ふあん つのら しょうめん さいじゅうど
重度障害者は不安を募らせることになるので、正面から最重度の
しょうがいしゃ ちいき じりつせいかつ しえん ほうりつ めいかく いみ
障害者の地域での自立生活を支援する法律であることを明確にすることに意味が
ある。

なら ざきいん
【奈良崎 委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ せいど
障がい者のための制度

りゆう
○理由

- おなじちてきしょうがいしゃ なかま せいど ことば しつ
・ 同じ知的障がい者の仲間も制度という言葉を知っているから
- しょうがいしゃそうごうふくしほう そうごう いみ
・ 障がい者 総合福祉法の総合の意味がわからないから

にしたきいん
【西滝 委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃけんりほしょうほう
「障害者 権利 保障法」

りゆう
○理由

しょうがいしゃ けんり ほしょう ほうりつ ひつよう
障害者の権利を保障する法律が必要である。

ひがしがわいん
【東川 委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃそうごうふくしほう
障害者 総合福祉法

りゆう
○理由

わがくに しょうがいしゃふくしせいど れきし かんがえ すいしんかいぎ ろんぎ みちすじ
わが国の 障害者 福祉制度の歴史を 考え、これまでの 推進 会議での論議の道すじか
かんがえると、「 しょうがいしゃ そうごうふくしほう いまのところ もっともてきせつ かんがえる
ら 考えると、「 障害者 総合 福祉法」が、今のところ、最も 適切 と考える。ここ
で「 総合」をはっきりと入れることは、 しょうがい しゅべつ ねんれい べつ さ しょうじない
で「 総合」をはっきりと入れることは、 障害 の 種別、年齢 の 別などで差が生じない
ようにするためである。

また、「福祉」ということばが しょうがいしゃ まもる ひと とらえる かんがえがち
とするならば、「権利を持つ人」ということを明らかにする 法律 の名前を 検討 すべき
である。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

これまで 仮称 としてきたが、「 しょうがいしゃ そうごうふくしほう
障害者 総合 福祉法」とする

りゆう
○理由

ふくし さーびす きゅうふ げんてい ほうりつ しゅうろう しょとく いりょうほしょう
福祉サービスの 給付 のみに 限定 した 法律 ではなく、 就労、所得、医療 保障 な
ど、福祉サービスとの かんれんりょういき ふくん そうごうてき きてい もりこん
ど、福祉サービスとの 関連 領域 も含んだ 総合的 な規定を盛り込んだものにすべきと
かんがえる ぜんしょうがいしゃ しょうがいとくせい ここ に一ず おうじたしえん じっし
考えるため。 全障害者 の 障害 特性 と個々のニーズに応じた支援が実施できるよ
うな、サービス 体系 を 構築 したいと考える。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

しょうがいじしゃしえんけんりほしょうほう
「 障害児 者 支援権利 保障法 」

りゆう
○理由

きほんごうだいいちこう
基本合意 第一 項において、

「そこにおいては、 しょうがいふくしせさく じゅうじつ けんぽうとう もとづく しょうがいしゃ きほんてき
障害 福祉施策の 充実 は、憲法 等に基づく 障害者 の 基本的
じんけん こうし しえん きほん かくにん
人権 の行使を支援するものであることを基本とする。」と 確認 されていること。

おんけいてきれきし たどつ にほん ふくし もちいない
恩恵的 歴史を辿ってきた日本においては「福祉」も用いないほうがいい。

じんけんほしょう しょうがいしゃしえん かくにん たいせつ
「人権 保障 としての 障害者 支援」を確認 することがなにより 大切 。

せんごふくしせいど そち しょうけんしゅぎ とうじしゃ しゅたいせい けんりせい みとめられ
戦後福祉制度は「措置」と「 職権 主義」により、当事者に 主体性、権利性 は認められ
こなかつ
て来なかった。

もりそしょうへいせい ねんじゅういちがつ にちとうきょうこうさいはんけつ ろうじん ほんむ はいる
森 訴訟 平成 4 年 11 月 30 日 東京 高裁 判決 は「 老人 ホームに入る こと
は、実施者の義務であって、 ろうじん ほんむ ようご ろうじん あたえられ けんり
は、実施者の義務であって、 老人 ホームで養護されることは 老人 に与えられた権利で

はなく、地方公共団体に義務があることから派生する反射的利益に過ぎない。」とし、最高裁平成5年7月19日判決がそれを支持している。

「週3回・1回2時間」に異議を申立て「週7回、1回3時間」を原告が求めた「大阪市ホームヘルプ訴訟」平成13年6月21日大阪高裁判決（判例地方自治228号72頁）が維持した平成10年9月29日大阪地裁判決（判例タイムズ1021号150頁）は「法は市町村に対し、措置の実施に努めるべきと定めているが、個人が申請権を有することを認めていない。」旨、介護保障等の公的支援に関する市民の権利を根底から否定している。

これは法体系が、施策を実施する公権力の権限規定になっており、当事者は施策実施における対象物に過ぎない法体系だからである。

支援費、自立支援法も、その法体系を色濃く残しており、「憲法に基づく基本的人権保障としての障害者支援法」を確立しなければ、すべては「行政施策上の裁量権」に収斂され、当事者が支援の中身に立ち入ることはできない。

障害者の権利保障の法規の確立こそが重要という認識を関係者が共有するため、基本合意で確認されたことを活かすためにもこの法名を提唱する。

【増田委員】

○ 結論

障害者総合福祉法

○ 理由

障害種別などによって分けられるものではなく、谷間のない法であることを示す必要がある。

【三浦委員】

○ 結論

1. 障害者社会生活支援法

Persons with disabilities Social life support Act

2. 障害者総合保障法

○ 理由

1. すべて障害のある人が社会の構成員として生きる環境整備に向けて、必要な生活支援と社会参加支援を明確に位置付ける（保障する）法として示すため。

2. 「福祉」という 限定された範囲ではなく、福祉イコール生活の視点から、生活保障（支援）の意味で総合保障法を提案する。

みつますいじん
【光増 委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃふくしほう
「障がい者福祉法」としてはどうか

りゆう
○ 理由

ほうりつめい かんそか
法律名 はよりわかりやすく、簡素化すべきである。

もりいじん
【森 委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃそうごうふくしほう
障害者 総合福祉法

りゆう
○ 理由

しょうがい たようせい おうじたせいかつ じゅうじつ はかる そうごうてき しえん ひつよう
障害の多様性に応じた生活の充実を図るためには総合的な支援が必要である
こと、並びに既存の法律や制度を超えた包括的な支援を行うための法律という
意味をこめると、総合福祉法という名称が適する。

やまもといじん
【山本 委員】

けつろん
○ 結論

ふじおかし ていあん しょうがいじしゃしえんけんりほしょうほう さんせい
藤岡氏の提案「障害児者支援権利保障法」に賛成

りゆう
○ 理由

ふじおかし ていあん
藤岡氏の提案どおり

こうもく だれ なんの
< 項目 A-2 誰の何のため >

らんでん
【論点 A-2-1】 だれ なんの
そもそも、この 総合 福祉法は、誰の何のためにつくるのか？

あさひないいん
【朝比奈委員】

けつろん
○ 結論

だれ こくみん
(誰の) すべての国民のため

なんの びょうき じこ なんらかの しょうがい ゆうする いたり けっか
(何のために) 病気や事故などにより何らかの障害を有するに至り、その結果、
にちじょうせいかつ しゃかいさんか ふつごう しょうじたばあい おぎなう てだて こうじる
日常生活や社会参加に不都合が生じた場合に、それを補う手だてを講じるため

あらいいいいん
【荒井委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ じりつ にかんする きほんてき ほうこうせい めいかく うえ ふくし
障害者の「自立」に関する基本的な方向性を明確にした上で、福祉のみならず
きょういく ろうどう こよう じゅうたく ねんきん きょうさい かくぶんや せさく そうごうてき てんかい
教育、労働・雇用、住宅、年金・共済など各分野の施策を総合的に展開す
ることにより、しょうがいしゃ じりつ じつげん もくてき せいてい
障害者の自立を実現していくことを目的として制定されるべきも
のと考ええる。
かんがえる

いざわいいいん
【伊澤委員】

けつろん
○ 結論

さいしゅうてき こくみんひとりひとり もの しゃかいてき はんて いきづらさ
最終的には、国民一人一人のモノだが、とりわけ「社会的ハンデ(生きづらさ/
くらし ゆうし ひとすべて ちいきいこう ざいたくせいかつしえん ほうかつてき
暮らしにくさ)を有している人全て」の地域移行、在宅生活支援のための包括的
ほうりつ
法律

りゆう
○ 理由

だれ しょうがいしゃ える じめいせい しょうがいしゃもんだい じんこう
「誰もが障害者になり得る」、という自明性ととともに、障がい者問題は人口の
5% (650万人) というマイノリティの問題で他人事となっているが、当事者の
ふぼ きょうだい そふぼ ふくめる ぱーせんと けっしてえんどおいもんだい
父母・兄弟・祖父母も含めると40パーセントとなり決して縁遠い問題ではない。
しゃかいいんたい すすめる ろんきよ
→ 社会連帯を進める論拠

いしばしいいん
【石橋委員】

けつろん
○ 結論

こうぎ こくみん
広義：国民
きょうぎ しょうがいしゃ
狭義：障害者

しょうがいしゃてちょうしょゆう うむ かんけいなく しゃかいせいかつ いとなむ しえん ひつよう
障害者 手帳 所有の有無とは関係なく、社会生活を営むために支援を必要と
すべししょうがいしゃ
する全ての障害者。

理由

けんぽう せいしん じゅんじ たにま つくら だれ こうふく けんこう ぶんかてき いきて けんり
憲法の精神に準じ、谷間を作らず誰もが幸福で健康で文化的に生きてゆく権利
ほしょう
を保障するものであるべき。
しょうがい ていぎ れんどう
「障害」の定義と連動する。

【氏田委員】

結論

しょうがい ひと ほうりつ しえんしゃ しゃかいぜんたい ほうりつ
障害のある人のための法律であり、支援者をはじめとする社会全体の法律。
しょうがい ひと しょうがい じぶんら いきて ひつよう しえん
障害がある人が生涯にわたって自分らしく生きていくために必要な支援を
うけられるようにするためであり、しょうがいにたいする ごうりてきはいりよ しゃかいぜんたい もとめる
受けられるようにするためであり、障害に対する合理的配慮を社会全体に求める
ことによってその権利を保障するため。

理由

いちぎてき しょうがい ほんにん かぞく しえんしゃ しょうがい もつ ひと
まず一義的には障害のある本人のため。家族、支援者そして障害を持つ人を
とりまく
取り巻く
しゃかいぜんたい どうじしゃいしきもち ごうりてきはいりよ じょうきょう じつげん
社会全体が当事者意識を持ち、合理的配慮があたりまえとなる状況を
かんがえる
実現すべきと考える。
しょうがい さまざま こんなん かかえて えんじょ しえん ひつよう
障害があるために様々な困難を抱えており、そこに援助、支援が必要。
のまらいぜーしょん りねん のっとり だれ にんげん あたりまえ せいかつ おくる
ノーマライゼーションの理念に則り、誰もが人間としたあたり前の生活を送るた
めに必要な支援を合理的配慮のもとで必要なだけ受ける権利があり、その権利を
ほしょう ちいき いりょうじじょう ほんにん かぞく ひろくしゃかいぜんたい
保障するためのものである。地域の医療事情や、本人や家族そして広く社会全体
しょうがいりかい ふじゅうぶん しんだん おくれたり しえん うけられ ばあい
の障害理解の不十分さから診断が遅れたり、支援が受けられない場合もある。また、
ほんにん らいふ すてーじ かぞくじょうきょう ちいき かんきょう
本人のライフステージ、家族状況や地域の環境などによっても、それぞれの
にーず へんか ふまえて ここ たよう にーず じゅうなん こたえ らいふ
ニーズは変化する。これらを踏まえて、個々の多様なニーズに柔軟に
こーす みとおし ちょうきてき してん しえん ほしょう じゅうよう
コースを見通した長期的な視点での支援を保障できることが重要である。

【大久保委員】

結論

けんりじょうやくだい じょう じりつ じりつ せいかつ ちいきしゃかい いんく るー じょん
権利条約第17条「自立(自律)した生活および地域社会へのインクルージョン」
もとづき しょうがいしゃ ちいき ぐらし じつげん
に基づき、障害者の地域でのあたりまえの暮らしを実現するため。

りゆう
○理由

しょうがいしゃ ちいき すまい にっちゅうかつどう しゃかいさんか ふつう ぐらし じつげん
障害者が、地域における住まい、日中活動、社会参加など普通の暮らしを実現
ひつよう ふくし さーびす りはびりてーしょん はびりてーしょん ふくむ
するために必要とする福祉サービス（リハビリテーション・ハビリテーションを含む）
ていきよう ほうりつ かんがえる
を提供するための法律と考える。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○結論

さーびす ひつよう すべて しょうがいしゃ げんじょう しょうがいしゃてちょう
サービスを必要とする全ての障害者（現状で障害者手帳がとれていない
なんびょうとう たにま しょうがいしゃ ふくむ ほう
難病等の谷間の障害者も含む）のための法。

りゆう
○理由

すべて しょうがいしゃ はいじょ はいじょ さべつ
全ての障害者を排除すべきでない。排除は差別である。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○結論

きとうてき しょうがい はせい せいかつ ししょう ひと
・（もともと、機能的な障害があり）、そこから派生して、生活の支障のある人
にたいして ふくし さーびす りよう
に対して、福祉サービスのえんかつな利用のために、つくる。

りゆう
○理由

きとうてき しょうがい じょうけん いれない たいしょう
・（もともと、機能的な障害があり）という条件を入れないと、あまりにも対象
がこうはんいになるので。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃみんなのためのものです。

りゆう
○理由

あたらしいほうりつ だれ つかえる
新しい法律をしょうがいしゃが誰でも使えるようにするため。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○結論

しょうがい ひと こくみん ひとり せいかつ ほしょう ほうりつ
障害のある人が国民の一人として生活することを保障するための法律として
せいいてい
制定すべき。

りゆう
○理由

これまでの法令にある「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し」という文言は、平等原則のようにとれるが目的があいまいであった。その意味では、「障害のない人との平等」原則を基礎とすべきである。

【柏女委員】

○結論

障害を有する全ての者（障害児を含む。）を対象とする。

○理由

障害児に固有のサービス、規定については児童福祉法に委ねるとしても、成人、児童に共通する事項については、本法においても障害児について規定することが必要である。

【門屋委員】

○結論

『障がい』のある国民のためにつくります。「障がい」のある国民の生存権行使のために必然とする支援する者も含まれます。支援するものためではなく、「障がいのある国民」が主体である意味において対象とする。

○理由

『障がい』の定義は時代によって変化し、社会のありようによって社会的差別を受ける人々が対象となることも考えられることから、定義の議論は大切です。

【川崎（洋）委員】

○結論

障がい者（障害者基本法で定めた）とその人の支援者（家族、支援関係者）

のため。

○理由

障がい者が地域生活をするには、支援者の力が必要である。支援者が十分に障がい者を支えるためには、支援者にも必要なサービスを提供する必要がある。

きたうらいいん
【北浦 委員】

けつろん
○ 結論

すべての国民のためのものでもあり、国民の支えにより障害のある人が安心して生活することができるようにするものである。

りゆう
○ 理由

障害者福祉サービスの給付内容を明確にすることにより、障害者の安心を保障するものである。

きたのいいん
【北野 委員】

けつろん
○ 結論

その日常生活で、分かりづらい・やりにくい・使いにくい等の状況のあるすべての市民が、自ら選びとった他の市民と同様の役割や社会参加・参画する権利を行使するために、必要な支援や合理的配慮を権利づけるため

りゆう
○ 理由

それが、日本国憲法と国連障害者権利条約の理念であり、障害当事者や多くの市民がそれを希求するため

きみづかいいん
【君塚 委員】

けつろん
○ 結論

国民全体のものとし、セフティネットとの一翼であることの確認をしたい。

りゆう
○ 理由

一部のものとしてではないことの確認を改めて、社会に対して行うために位置づけ・理念からもそのための確認が必要である。

さいとういいん
【齋藤 委員】

けつろん
○ 結論

障害者が共に生きる社会の一員として生きる権利を保障することで誰もが共に生きる社会をめざす。

しみずいじん
【清水委員】

けつろん
○ 結論

ひとりひとり さんざい かし かくりつ
一人ひとりの存在の価値の確立のため

りゆう
○ 理由

しょうがい ひとりひとり さんざい ねうち はっき おたがい
どんなに障害があっても、一人ひとりがその存在の値打ちを発揮し、お互いがその
ねうち みとめ あい ひとりひとり いて こまる いない わたし
値打ちを認め合い、一人ひとりが「居てくれないと困るあなた」「居ないといけない私」
じっかん あえる なか じぶん じんせい ものがたり どうどうと いきて じつげん
を実感し合える中で、自分の人生の物語を堂々と生きていくことの実現のため

たけばたいいん
【竹端委員】

けつろん
○ 結論

ちいき うえ なんらかの てだすけ もとめて しょうがいしゃ
だれのため？： 地域でくらす上で何らかの手助けを求めているすべての障害者

ちいき なか あたりまえ ほか しゃ うえ
なんのため？： 地域の中であたり前（他の者とのびようどう）のくらしをする上で、
ひつよう てだすけ
必要な手助けをきちんとおこなうため

りゆう
○ 理由

ちいき なか あたりまえ ほか しゃ
地域の中であたり前（他の者とのびようどう）のくらしをしたいのに、それができな
しょうがいしゃ しょうがい おもい かるい ほんにん
い障害者はたくさんいます。障害のしゅるいや重い・軽いでわけずに、本人が
ひつよう じぶんら ちいき なか
必要としているしえんがなされ、自分らしいくらしが地域の中でできるために、あたら
ほう
しい法をつくるべきです。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ みずから せんたく もとづい しゃかい ゆうわ りかい なか こじん
障害者が、自らの選択に基づいて、社会の融和と理解の中で、個人として
そんちよう いきて つくら だい じてき
尊重されながら生きていくために作られるべきである。すなわち、第1次的には、
しょうがいしゃ だい じてき しょうがいしゃ りかい ともに いきる しゃかい けいせい
障害者のためであり、第2次的には、障害者を理解し、共に生きる社会の形成
つくら ひつよう
のために作られる必要がある。

ほうてき しょうがいしゃ きほんてきじんけん しゅたい ゆうする じんけん
そして、法的には、障害者が基本的な人権の「主体」として、その有する人権を
こうし じっしつてきしゅだん かくほ つくら
行使することができる実質的手段を確保するために作られるべきである。

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃ しゃかい なか みずから こうふく じつげん だい じてき
障害者が社会の中で自らの幸福を実現するためには、第1次的には
しょうがいしゃこじん せんたく そんちよう だい じてき しょうがいしゃ
障害者個人の選択が尊重されなければならないが、第2次的には、障害者が
ぞくする しゃかい しょうがいしゃ にたいする りかい しょうがいしゃ にたいする ゆうわ しせい ふかけつ
属する社会の障害者に対する「理解」と、障害者に対する「融和」の姿勢が不可欠

ようそ かんがえられる しんぼう りょうそくめん りっきやく せいてい
必要素となると考えられる。新法も、この両側面に立脚して制定されるべきで
ある。そして、法的には、^{ほうてき}障害者^{しょうがいしゃ}が^{きほんてきじんけん}基本的^{しゅたい}人権^{ゆうするじんけん}の主体^{ゆうするじんけん}であって、その有する人権
の行使を可能とするために^{こうし}各種^{かのう}の支援^{かくしゅ}が^{しえん}必要^{ひつよう}不可欠^{ふかけつ}なものであることが^{めいかく}明確^{めいかく}とされ
るために作られる^{つくら}必要^{ひつよう}がある。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい かつ ちいき しゅたいてき ぐらし じつげん はかる
障害のある方の地域での主体的な暮らしの実現を図るため。

りゆう
○ 理由

しょうがい かつ ちいき すまい にちゅうかつどう しゃかいさんか ふつう ぐらし
障害のある方の地域での住まい、日中活動、社会参加など普通の暮らしを
じつげん ひつよう ふくし さびす りはびりてーしょん はびりてーしょん ふくむ
実現するために必要な福祉サービス（リハビリテーション・ハビリテーションを含む）
を^{ていきよう}提供^{けんりじょうやくだい}するため^{じょう}権利^{じりつ}条約^{じりつ}第17条「^{せいかつ}自立^{ちいきしゃかい}（自律）した生活および地域社会への
いんくーるー じょん もとづくほうりつ かんがえる
インクルージョン」に基づく法律と考える。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○ 結論

さいじゅうど しょうがいしゃ せいど たにま じりつしえんほう さびす ひつよう
最重度の障害者とこれまで制度の谷間にあって自立支援法のサービスを必要な
りよう ひとたち きゅうさい こつこほじよきじゆん せつてい ちほうじちたい
だけ利用できなかった人々を救済し、かつ国庫補助基準の設定により、地方自治体
じゅうぶん さびす うけられ ひとたち じりつしえんほう おなじあやまり おかさ
より十分なサービスを受けられなかった人々に、自立支援法と同じ誤りを犯さな
いために、また^{そんげん}尊厳^{じりつせいかつ}ある自立^{おくれる}生活^{みずから}を送^{のぞむばしょ}れるように、自らの望む場所^{のぞむひとたち}で、望む人々と、
のぞむせいかけたい しえん うけて くらせる さびす りようじょう けんりせい もつ せいど
望む生活形態で支援を受けて暮らせるようにサービス利用上の権利性を持った制度
こうちく つくる
構築をするために作る。

りゆう
○ 理由

こくれん しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゆん むけて じょう じりつしえんほう そご
国連の障害者権利条約の批准に向けて、その19条と自立支援法が齟齬する
てん しせつきよじゅう ざいたく さびす けつじよ おこつ じりつしえんほう
点^{てん}が、施設^{しせつきよじゅう}居住^{ざいたく}を在宅^{さびす}サービスの欠如^{けつじよ}から起^{おこつ}こっていることから、自立支援法を
さつきゅう はいし どうせだい ひとたち きょうじゆ せいかつ じゅうど しょうがい
早急に廃止して、同世代の人々が享受している生活を、どんなに重度の障害
もつ きょうじゆ ちいきせいかつ しえんせいど こうちく めざす そうごう
を持っても享受できるような地域生活の支援制度の構築を目指すために総合
ふくしほう そうきせいりつ ひつよう とくに まんにん びょういん しゅうよう せいしん
福祉法の早期成立が必要である。特に35万人が病院に収容されている精神
しょうがいしゃ ぶんの しせつしゅうよう ちてきしょうがいしゃ ひつよう さびす
障害者、4分の1が施設収容されている知的障害者、必要とするサービスが
じゅうぶん うけられ ふくむさいじゅうど しょうがいしゃ そうごうふくしほう ひつよう
十分に受けられないALSを含む最重度の障害者のために総合福祉法が必要で
ある。

なかはらいいん
【中原 委員】

けつろん
○ 結論

しえん ひつよう しょうがいしゃ
支援を 必要 とするすべての 障害者

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃきほんほう うけて ふくししえん にかんする ほう せいび
障害者 基本法 を受けての福祉支援に関する 法 として整備する。

なら ざきいいん
【奈良崎 委員】

けつろん
○ 結論

にほん すん ひと こまっ みな
日本に住んでいる 人 で困っている 皆

りゆう
○ 理由

しょうがい こまっ ひと せいかつ はたらくば ひつよう
障がいがあってもなくても、困っている 人 に生活 や 働く 場 が 必要

にしたきいいん
【西滝 委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ にんげん こうふく いきる さまざま けんり びょうどう ほしょう
障害者 が 人間 として 幸福 に生きるために 様々な 権利が 平等 に 保障 されるこ
とをめざしている

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃ ほうりつ みずから せいぞんけん きほんてきじんけん ほしょう じつげん
障害者 がこの 法律 をもとに 自らの 生存権 や 基本的 人権 の 保障 を 実現 でき
るものでありたい

のざわいいん
【野澤 委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ しょうがいしゃ みずから のぞむじんせい おくる
障害者 のため、 障害者 が 自らの 望む 人生 を送ることができるため。とともに
どうじだい いきる ひと しょうがい ひと せんざい みとめ とくせい りかい
同時代 に生きるすべての 人 が 障害 のある 人 の 存在 を認め、その 特性 を理解し、
みずから じんせい しげき うけ しゃかいぜんたい こうき はぐくん せいしんてき じゅうじつ
自らの 人生 に刺激を受け、社会 全体 にやさしい空気を 育ん だり、精神的 な 充実
うながす
を 促す ことができるようにするため。

りゆう
○ 理由

くらし おもい しょうがいしゃ じだい いきる
暮らしにくい 思い をしているのは 障害者 だけではない。この時代に生きるすべての
ひと しん しめすほうりつ ひつよう
人 のためになるような 指針 を示す 法律 にする 必要 がある。

ひがしがわいいん
【東川 委員】

けつろん
○ 結論

にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おくるうえ しょうがい しょうがい ひと
日常生活・社会生活を送る上で、「障害」があるために、「障害」がない人
おもに しゃかい あいだ ふり じょうきょう しょうじて ひと
を主にした社会」との間 に不利な 状況 が生じてしまっている人のため。

りゆう
○ 理由

じょうき ふり じょうきょう しえん ほしょう ほうりつ もとめられる
上記 の不利な 状況 をなくすための支援を保障 するための法律 が求められるか
らである。このように考える場合、当然、「障害」をどのように定義するかが重要
となる。

ひらのいいん
【平野委員】

けつろん
○ 結論

とうぜん しょうがいしゃ かぞく ふくしこうじょう はかる しょうがいとうじしゃ りえき
当然、障害者 とその家族の福祉 向上 を図るものですが、障害 当事者の利益や
けつてい だい きほん しょうがいしゃ じゃくしゃ ほご たいしょう
決定 を第 1 にすることが基本です。また、障害者 を「弱者」として保護の 対象
とするのではなく、けんりしゅたい けんりほしょう しえん ふくししえん
と権利主体 として、その権利保障 として支援するような福祉支援の
ありかた すたんす てんかん もとめられ
あり方のスタンスの 転換 が求められます。

りゆう
○ 理由

ねんだいいこう せんしんしよこく しょうがいふくし ありかた きほん とうじしゃ けんり
1990 年代以降の先進 諸国の 障害 福祉のあり方の基本は、当事者の権利
ほしょう すたんす こくれんしょうがいしゃけんりじょうやく りねん しゅし
保障 というスタンスであり、国連 障害者 権利 条約 の理念からしてもその趣旨を
めいかく
明確 にすべきである。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○ 結論

わがくに くらす しょうがい もつ すべて ひと ひと せいかつ いとなめる
我が国に暮らす 障害 を持つ全ての人、その人らしく生活 を営めるため。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ かぞく かんけいしゃ こえ ちえ けつしゅう しょうがい すべて ひとびと
障害者 とその家族、関係者 の声と知恵を 結集 して、障害 をもつ全ての人々
にんげん いきる けんり ほしょう せさく こうちく こうぎ とうぜん
の人間 として生きる権利を保障 する施策を構築 するためにつくる。広義には、当然
すべて こくみん けんりほしょう
全ての国民 の権利保障 をめざすものである。

りゆう
○ 理由

わがくに しょうがいしゃせさく しょうがいとうじしゃ じったい ようぼう つくら
これまでのわが国の 障害者 施策は、障害 当事者の 実態 や 要望 にそって作られ

てこなかった歴史的な経過がある。今回は、「私たちのことは私たちが抜きに決めないで！」を中心据えて作り上げていくところに、もっとも画期的な意義がある。

【藤岡委員】

○ 結論

障害をもつ人々が普通の市民として生きるために必要不可欠な社会的支援を行うこと。ライフステージの全ての段階における個人の尊厳の保障を図るための制度。これは現在障害を持つ人だけでない全ての市民のためのものである。

○ 理由

自由が奪われている障害者の機会均等を保障することが自由主義社会の前提であり、基本合意第一項で「憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援する」ためのものと確認されているから。

例えば、障害者の移動介護保障は、従来理解されてきた「社会権」のみならず憲法第13条の個人の尊厳保障であることは、判例（第4回意見注1）等でも確認されている。「障害者の権利」の本質とは、障害に起因する社会的障壁により傷付けられている自由と個人の尊厳を回復するためのものであり、障害福祉施策を活用する権利は天賦の基本的人権である。

また、法の「前文」で基本合意2条2項で確認されたこの法律の次の意義を謳うことが大切。

「国（厚生労働省）は、障害者自立支援法を、立法過程において十分な実態調査の実施や、障害者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行するとともに、応益負担（定率負担）の導入等を行ったことにより、障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる。」

を確認した前文が起草されるべきが当然。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○ 結論

ちょうきてき しんたいてき せいしんてき ちてき かんかくてき しっかん しょうがい
長期的に身体的、精神的、知的または感覚的な疾患や障害があることによつて、他の市民と同じ生活を送る上で何らかの保障や支援が必要な人が、他の者との平等の暮らしや人生を送ることを可能にするための法律である。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○ 結論

こくない しょうがい ひと せいかつ しゃかいさんか ほしょう
国内すべての障害のある人の生活と社会参加を保障するため。
しょうらいてき しえん ひつよう ひと たいしょう
将来的には、すべての支援を必要とする人すべてを対象とすることこそが、
しゃかい もでる たにま つくら がっち
社会モデルと谷間を作らないことに合致する。

りゆう
○ 理由

だいいちじいけんしょ しるさ さいじゅうど ちいき あんしん
第一次意見書に記されている「最重度であっても、どの地域であっても、安心して暮らせる」ような、個々のニーズに基づく地域社会生活支援体系を築く目的に向かい、機能する役割を持てるようにするため。

みつますいいん
【光増委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい しえん ひつよう じどう こうれいしゃ しえん ひつよう ひと
障がいのある（あるいは支援が必要な）児童から高齢者までの支援が必要な人のために作る。（しかい児童の福祉サービスは総合福祉法でなく、児童福祉法で行う。）

りゆう
○ 理由

しょうがい しえん ひつよう ひと つかえる
障がいのある（あるいは支援が必要な）人だれもが使えるようにする。したがって、げんざい しょうがいしゃ じりつしえんほう かいごほけんほう ゆういせい しょうがい こうれいしゃ
現在の障害者自立支援法と介護保険法との優位性で、障がいのある高齢者がしょうがいしゃ ふくし さーびす つかえない こと ひつよう
障がい者の福祉サービスを使えないような事はなくす必要がある。

もりいいん
【森委員】

けつろん
○ 結論

にちじょうせいかつまたはしゃかいせいかつ そうとう せいげん うけ さーびす ひつよう
日常生活又は社会生活に相当な制限を受け、サービスを必要とするすべての人を対象とすべきである。

りゆう
○ 理由

きのうしょうがい しっかん ともなうせいかつ せいげん しえん ようする
機能障害または疾患に伴う生活の制限があり、支援を要するものすべてを

たいしょう 対象 にし、それらのとりくみ おこなう 行う ことによつて、だれ 誰もがぐらしやすい しゃかい 社会 の じつげん 実現 につながることに ついてすべての こくみん 国民 への りかい 理解 をすすめる すすめる べきである。

やまもといいん
【山本 委員】

けつろん
○ 結論

なんらかの きのうしょうがい 何らかの機能 障害 あるいは しつぺい もち せいでい いじ 生命 の維持 および いっぱん しみん びょうどう 一般 の市民 と 平等 に人としての さんげん さんちょう こうふくつきゅうけん 尊厳 を 尊重 され 幸福 追求権 をもち、しゃかい いちいん 社会 の一員 として しゃかい 社会 にさんか 参加 するにあたって しえん ひつよう 必要 とする ひと つくる 人のために作る。

なおこれらの ひと 人についてはその 居住地、性別、国籍、年齢、施設・病院 に 収容 されているか否か、かいなか きょうせいしせつけいじしせつ じゅけいしゃ 受刑者 には 一定 の 制約 はありうるが) いってい せいやく 入管 施設に いれられているか否かを 問わず ほう たいしょう 平等 にこの法の 対象 として けんり 権利 をもつ 持つ。

これらの ひと ほか 人が他のものと びょうどう せいでい いじ 平等 に 生命 の維持 および、ほか ひと びょうどう ひと 他の人と 平等 に人としての さんげん さんちょう こうふくつきゅうけん 尊厳 を 尊重 され 幸福 追求権 をもち、しゃかい いちいん 社会 の一員 として しゃかいさんか 社会 参加 できるため しえん けんり ほしょう つくる 支援助を 権利 として 保障 するために作る

りゆう
○ 理由

この ほうりつ しょうがいしゃけんりじょうやく こくないりこう 法律 は 障害者 権利 条約 の 国内 履行のための ほうりつ しょうがいしゃけんり 法律 であり、 障害者 権利 じょうやく じょうもくてき じょういっばんげんそく 条約 1 条 目的 3 条 一般 原則、 じょういっぼんてき ぎむ てらし じょうき 4 条 一般的 義務 に照らして、上記 がもとめられる 求められる

論点 A-2-2)

憲法、障害者基本法等と「総合福祉法」との関係を考えてみるか？

【荒井委員】

○ 結論

障害の定義、障害者の権利、障害者の自立を支援するに当たっての基本原則・原理等については、本部会で検討する「障害者総合福祉法」以外の法制にも共通するものであるため、障害者基本法で規定することが適当である。

なお、本部会の検討に当たって、障害者制度改革推進会議における障害者基本法改正の方向性を見定め、整合を図りつつ進めていく必要がある。

○ 理由

障害者基本法において障害者の権利条約の精神や目的に基づく基本原則を定め、基本原則と矛盾しないように調整した上で「総合福祉法」を策定する必要がある。

【伊澤委員】

○ 結論

国家の枠組みや仕組み、国民生活の在り方の指し示し、それを踏まえ障がい者支援の原理を打ち立て、その基礎のうえでの、全体を含んだ支援の仕組みの明示としての「総合福祉法」

○ 理由

法の上位、下位概念による体系化。基本は、障がいごとや年齢等で分けな

【石橋委員】

○ 結論

憲法、障害者基本法に準拠し理念を実施する法律。

○ 理由

論議する新法は、「憲法」(第11、13、14、25条など)を土台に、今後、障害者権利条約の批准に向けて整備される新しい「障害者基本法」の理念を実現するための、支援(サービス)等についての法律である。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○ 結論

けんぽう しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃきほんほう もとづい そうごうふくしほう
憲法 のもとの 障害者 基本法 であり、 障害者 基本法 に基づいた 総合 福祉法 で
かんがえる
あると考える。

りゆう
○ 理由

けんぽう ほしょう せいぞんけん こうふくつきゅうけん じゅうけん しゃかいけん じんかくけん
憲法 で 保障 されている 生存権 、 幸福 追求権 、 自由権 、 社会権 、 人格権 な
しょうがいしゃきほんほう ベース そうごうふくしほう ふくし さーびす きてい
どを、 障害者 基本法 をベースとして 総合 福祉法 で福祉サービスのしくみを規定し
ていきょう ここ しえん ぐげんか かんがえて
提供 することで、個々の支援を具現化していくものと考えている。
けんぽう しょうがいしゃきほんほう せいごうせい ひつよう
憲法 および 障害者 基本法 との 整合性 を必要 とする。

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○ 結論

ほんらい しょうがいしゃきほんほう ベース そうごうふくしほう せいてい かんけい
本来 、 障害者 基本法 をベースとして、 総合 福祉法 が 制定 される 関係 にあるも
かんがえる せいごうせい はかる じゅうよう かんがえる
のと考えるところから、 整合性 を図ることが 重要 と考える。

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃきほんほう かくしゅしょうがいしゃせさく おうだんてき きほん りねん
障害者 基本法 は、 各種 障害者 施策 について 横断的 にその基本となる理念や
ほうこうせい さだめる ちゅうおうしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい せっちならびに
方向性 を定めるものであり（ 中央 障害者 施策 推進 協議会 の設置並びに
しょうがいしゃけいかく さくてい のぞく そうごうふくしほう しょうがいしゃきほんほう はいけい
障害者 計画 の策定 などは除く）、 総合 福祉法 は、 障害者 基本法 を背景とし
しょうがいしゃふくし さーびす せいど しゅくみ きてい かんがえる
て、 障害者 福祉サービスの制度や仕組みを規定するものと考ええる。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○ 結論

けんぽうぜんぶん じょう じょう しょうがいしゃきほんほう じょう じょう
憲法 前文 、 13 条 、 25 条 、 ならびに、 障害者 基本法 の 1 条 、 3 条 、
じょう じょう じゅうどしょうがいしゃ ちいき じりつ
4 条 、 8 条 にのっとり、 どのような 重度 障害者 であっても、 地域 において自立
せいかつ いとなむ そうごうふくしほう しょうがいしゃ
した生活 を営む ことができるようにすべき。したがって 総合 福祉法 では、 障害者
ほんにん じしゅせい のっとり めいかく ちいき せいかつけん めいき
本人 の自主性に 則り 、 より 明確 に地域での 生活権 を明記すべき。

りゆう
○ 理由

けんぽうぜんぶん せいぞん けんり じょう さいていげんど せいかつ いとなむけんり
憲法 前文 の 生存 する権利、 および、 25 条 の 最低 限度の 生活 を営む 権利、 13
じょう せいめい じゅう こうふくつきゅうけん じゅうど しょうがいしゃ
条 の 生命 、 自由、 幸福 追求権 にのっとり、 たとえどんなに 重度 の 障害者 で
せいぞんけん しんがい せいめいじゅうおよびこうふく ついきゅう してん
あっても、 生存権 を侵害 されることなく、 生命 自由及び幸福 の 追求 の視点から、
じはつてき ちいきせいかつ のぞむばあい ほしょう
自発的に 地域 生活 を望む場合は 保障 すべき。

しょうがいしゃきほんほう もくてき だい じょう じりつおよびしゃかいさんか じょう きほんりねん こじん
障害者 基本法の目的、第1条（自立及び社会参加）、3条（基本理念）個人
そのんげん せいかつ ほしょう けんり じょう じょうきたっせい くにおよびちほう
の尊厳にふさわしい生活を保障される権利、4条、上記達成のための国及び地方
こうきょうだんたい せきむ じょう せさく きほんほうしん しょうがいしゃ じしゅせい じゅうぶん
公共団体の責務、および、8条（施策の基本方針）「障害者の自主性が十分
そのんちよう ちいき じりつ にちじょうせいかつ いとなむ はいりよ
に尊重され、・・・地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮
されなければならない」

いじょう りねん のつとり ちいき いとなむけんり そうごうふくしほう めいき
以上の理念に則り、地域で営む権利を総合福祉法で明記すべき。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○ 結論

けんぽう かいせい しょうがいしゃきほんほう ひじゅん しょうがいしゃけんりじょうやく そうごうふくし
・ 憲法 > 改正 ・ 障害者 基本法 および 批准する 障害者 権利条約 > 総合福祉
さーびす ほう
サービス法

・ >は、その下にある法の意味。

りゆう
○ 理由

ほうりつ うえ
・ 法律のしくみの上で、このようになる。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○ 結論

そうごうふくしほう けんぽう しょうがいしゃきほんほう きほんりねん
総合福祉法は、憲法ならびに 障害者 基本法を基本理念とする。

りゆう
○ 理由

けんぽう さだめる こくみん けんりきてい しょうがいしゃきほんほう ぼっぽんてき かいせい けんり
憲法の定める国民の権利規定を、障害者 基本法を抜本的に改正し、権利
じょうやく しょうがい ひと しょうけんり ぐたいてき ていぎ ひつよう
条約にもとづいて、障害のある人の諸権利として具体的に定義する必要がある。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○ 結論

すべて しょうがいしゃ いっぱんこくみん くべつ けんぽう こうふくけん
全ての障がい者は一般国民と区別されてはなりません。憲法による幸福権（1
じょう さいていせいかつけん じょう とうぜんほしょう いっぱんこくみん どうとう しゃかい
3条）・最低生活権（25条）は当然保障され、一般国民と同等な社会
せいかつ じんせい あゆめる ひつよう しょうがいしゃとくゆう きほんりねん にかんして
生活（人生）を歩めるために必要な障害者特有のこの基本理念などに関して
しょうがいしゃきほんほう さだめ かくしょうちょう たんとう せさく しょうがいしゃ とうごう やくわり
障害者 基本法に定め、各省庁が担当する施策を障害者に統合できる役割
はたし そうごうふくしほう わたし しょうがいしゃそうごうせいかつしえんほう ぐたいてきちょくせつ
を果たし、「総合福祉法」（私は障がい者総合生活支援法）は、具体的直接
しえん にかんする せさく になう
支援に関する施策を担う。

りゆう
○ 理由

けんぽう ほうりつ にかんして せんもん てきせつ ていあん
憲法・法律などに関して専門でないことから、適切な提案ができません。
しょうがい いっぱんこくみん ちがい しょうじない
「障がい」ゆえに一般国民との違いが生じないようになればよい。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

けつろん
○ 結論

ほう いちづけ けんぽう しょうがいしゃきほんほう そうごうふくしほう じゅん
法の位置付けからだ、憲法— 障害者 基本法— 総合福祉法の順になる。

りゆう
○ 理由

けんぽう りねん しょうがいしゃきほんほう おおわく したがい そうごうふくしほう しゃかい じつじょう
憲法の理念、障害者 基本法の大枠に従い、総合福祉法は社会の実情に
そくし しょうがいしゃ ちいきせいかつ さーびす ほう かんがえる
則して、障がい者の地域生活をささえるサービス法と考える。

きたうらいいん
【北浦委員】

けつろん
○ 結論

けんぽう しょうがいしゃきほんほう りねん ぐげん じつたいほう
憲法、障害者 基本法の理念を具現するための実体法である。

りゆう
○ 理由

けんぽう しょうがいしゃきほんほうとう きほんりねん しめし げんり じつこう
憲法、障害者 基本法等は、基本理念を示したものであり、その原理を実効あら
ひつよう ないよう ほうりつじょうこう たんぽ
しめるために必要な内容を法律条項として担保するものである。

きたのいいん
【北野委員】

けつろん
○ 結論

にほんこくけんぽうおよび こくれんしょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん ひつよう かいせい へた
日本国憲法及び、国連障害者権利条約の批准にあたり必要な改正を經た
しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃ けんり しえん かんする きほんほう そうごう
「障害者基本法（障害者の権利と支援のに関する基本法）」をふまえて、「総合
ふくしほう こうちく
福祉法」は構築される

りゆう
○ 理由

ほうせいじょう とうぜん
法制上、当然

きみづかいいん
【君塚委員】

けつろん
○ 結論

せいり うえ かんけい めいかく
整理の上、関係を明確にする。

りゆう
○ 理由

りねん おおきく かけはなれて ねんげつ へて おおきく さまがわり じょうきょう まつちし
理念に大きくかけ離れていたり、年月を經て大きく様変わりした状況にマッチし
なくなっている点がある。

たとえば じどうふくしほう ねん へて れいがいきてい しゅ てん いま
例えば、児童福祉法も60年を経て、例外規定が主となっている点があり、今ま
ほう きほんてき かいてい ていげん
での法の基本的な改訂を提言するところまでしなければならない。

さいとういじん
【齋藤委員】

けつろん
○ 結論

けんぽう および かいせい される しょうがいしゃ きほんほう さだめる しょうがいしゃ じんけん ほしょう
憲法及び改正される障害者基本法が定める障害者の人権を保障するため
しえん ぐたいてき さだめる そうごうふくしほう
の支援のしくみを具体的に定めるのが「総合福祉法」である。

きの いじん
【佐野委員】

けつろん
○ 結論

けんぽう しょうがいしゃ けんり じょうやく りねん ほうりつ れべる ぐたいか しょうがいしゃ
憲法と障害者権利条約の理念を法律レベルに具体化するのが障害者
きほんほう しょうがいしゃ きほんほう りねん きてい ふくしぶんや さびす ほう そうごう
基本法で、障害者基本法の理念・規定をうけた福祉分野のサービス法が「総合
ふくしほう りかい
福祉法」と理解する。

しみずいじん
【清水委員】

けつろん
○ 結論

ひと せんざい かし もとづく いっぽんすじ とおつ かんけい
人の存在の価値に基づく一本筋の通った関係

りゆう
○ 理由

じりつしえんほう ひとりひとり せんざい かし おとし けっか
自立支援法は、一人ひとりの存在の価値を落としめたことが（結果としてそういう
じっかん じったい うみだし いけんそしょう いたっ
実感・実態を生み出してしまったことが）違憲訴訟ということに至ったのではないか。
こんど ひとりひとり せんざい かし たちあがら べくとる つらぬか
今度こそ、一人ひとりの存在の価値を立ち上がらせていくベクトルが貫かれていなけ
かんがえます
ればならないと考えます。

たけばたいじん
【竹端委員】

けつろん
○ 結論

けんぽう きほんてきじんけん まもら りねん しめし
憲法は、だれにでも基本的人権は守られる、という理念を示している。

しょうがいしゃ きほんほう しょうがいしゃ ほか ひと きほんてきじんけん もつ
障害者基本法は、障害者が他の人とおなじように基本的人権を持っている
じんけん まもる なんらかの てだすけ もくてき
こと、でも人権を守るためには何らかの手助けもしなければならないという目的が
かか
書かれている。

そうごうふくしほう けんぽう りねん しょうがいしゃ きほんほう もくてき まもる
総合福祉法は、憲法の理念や障害者基本法の目的をじっさいに守るための
しゅだん ほう
手だんとなる法

理由

総合福祉法は、理念や目的をじつげんするための具体てきな方法が書かれた法です。

【田中（伸）委員】

結論

憲法で定められている基本的な人権を、障害者の視点から構成し直し、障害者にどのような権利自由が保障されているのかを確認するものが障害者基本法改正で定められることが検討されている「障害者の権利」の部分であり、総合福祉法における各種の支援は、憲法及び障害者基本法で確認された障害者の人権の保障を実質化するためのものであるという関係に立つべきであると考えます。

理由

障害者総合福祉法が、憲法、障害者権利条約、障害者基本法に基づいて制定されるものであることを前提としておかなければ、法体系として、総合福祉法の位置づけが曖昧となってしまう危険がある。

【田中（正）委員】

結論

本来、障害者基本法をベースと考えるところから、整合性が重要。

理由

総合福祉法は、障害者基本法を背景として、障害者福祉サービスの制度や仕組みを規定するものと考えます。

【中西委員】

結論

憲法においては25条の「あらゆる国民は健康で文化的な生活を送る権利がある」と謳われており、障害者基本法においては「すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と謳われており、この理念を実現するために「総合福祉法」が必要である。

理由

この理念は自立支援法では、地域での生活を十分なサービスを受けられないため

じつげん けんりせい もた せいどこうちく ちほうじちたい しきゅうきじゅん
に実現されず、権利性を持たない制度構築をされたために地方自治体の支給基準が
りようしゃ に一ず ゆうせん じたい うん
利用者のニーズよりも優先されるという事態を生んできたため。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○ 結論

ぶんや おおく ろんてん しょうがいしゃきほんほう かいせいないうよう ふまえた けんとう
分野Aの多くの論点は、障害者基本法の改正内容を踏まえたうえで検討すべ
きである。

りゆう
○ 理由

ろんてん しょうがいしゃきほんほう せいり ないよう ふくまれて りねんほう
論点のなかに障害者基本法で整理すべき内容が含まれているなど、理念法であ
りゅう しょうがいしゃきほんほう じっこうほう そうごうふくしほう かんけいせいり ふめいかく
る障害者基本法と実行法である総合福祉法との関係整理が不明確である。

ならざきいん
【奈良崎委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃけんりじょうやく とりくむ
障害者権利条約などを取り組むこと

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃ けんりじょうやく にほん つかえる すごくあんしん
障害者の権利条約を日本でも使えるようになれば凄く安心です。

にしたきいん
【西滝委員】

けつろん
○ 結論

けんぼう もとづい しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃ にんげん せんげん たいとうびょうどう
憲法に基づいた障害者基本法で障害者の人間としての尊厳や対等平等
けんり うたわ そうごうふくしほう ぐたいてき ふくし ふよ しゅちょう かんけい
の権利が謳われ、総合福祉法により、具体的な福祉の付与を主張できる関係

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃ けんり ほしょう じっこうせい ほうりつ いま せんざい けんり
障害者の権利を保障する実効性のある法律は今まで存在しなかった。権利
じょうやく しんにじっこうせい ほうりつ
条約により、真に実効性のある法律としたい。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○ 結論

けんぼう しょうがいしゃきほんほう そうごうふくしほう かしょう こべつじつていほう
憲法は、障害者基本法、総合福祉法（仮称）などそれぞれの個別実定法に
つらぬか とうぜん そうごうふくしほう しょうがいしゃきほんほう りねん
貫かれなければならないことは当然である。総合福祉法は、障害者基本法の理念
もとづい しょうがいしゃふくしぜんたい ほうかつ
に基づいて、障害者福祉全体を包括するものであるべきである。

りゆう
○ 理由

「総合とはなにか」を、「医療と福祉」の問題を含めて整理するとともに、医療、薬事、保健、教育、就労、介護、年金、生活保障などに関連する法制度との連携も含めて、「総合」的に障害者福祉全体を対象とする。当然、これまでの個別的な実定法（身体障害者福祉法、精神障害者福祉法、知的障害者福祉法など）を統合し、難病も含めた総合的な実定法にすることが望ましい。「総合」と「個別」との関連は、今後論議をすべき課題になっていると思う。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○ 結論

けんぽう もっともじょうい いか しょうがいしゃきほんほう そうごうふくしほう じゅんじょ
憲法が最も上位にあり、以下、障害者基本法、「総合福祉法」の順序となる。

りゆう
○ 理由

どうよう ほうりつ いちづけ かわら かんがえる ぜんてい
これまでと同様、3つの法律の位置づけは変わらないと考える。それを前提として、しょうがいしゃきほんほう かいせい そうごうふくしほう せいいてい かんけいせい ふまえつつ けんとう
障害者基本法の改正、「総合福祉法」の制定を、関係性を踏まえつつ検討することが必要である。

ひらのいいん
【平野委員】

けつろん
○ 結論

にほんこくけんぽう じんけんきてい だい じょう だい じょう だい じょう だい じょう だい
日本国憲法の人権規定（第13条・第14条・第25条・第26条・第27条）を具体化するものであり、しょうがいしゃきほんほう ふくしきてい だい じょう だい
障害者基本法の福祉規定（第8条・第12条）を具体的な制度・施策化するためのものであることから、けんぽう きほんほう じょうい
憲法と基本法を上位法として綿密な連携を図る必要がある。

りゆう
○ 理由

- ・ 法の性格上、こうした関係になれば法体系上での整理がつかない。
- ・ 基本法との関係を上記の通りとしないと、基本法による障害者計画と「総合福祉法」による地方公共団体の障害福祉計画との整合性が担保されない。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○ 結論

けんぽう しょうがいしゃきほんほう ほしょう ふくむそうごうふくしほう
憲法、障害者基本法で保障されたものを含む総合福祉法

りゆう
○ 理由

あたりまえ おもう
あたり前のことだと思おう。

ふくいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結論

けんぽうだい じょう せいぞんけんほしょう だい じょう こじん そんげん かきこん
憲法 第 25 条 の 生存権 保障 と、第 13 条 の 個人の 尊厳 などを書き込んだものと
しょうがいしゃきほんほうとう しょうがいしゃけんりじょうやく せいごうせい はかつ しょうがいしゃ
する。 障害者 基本法等は、 障害者 権利 条約 との 整合性 を図って、 障害者
じんけん かくほ ばっぼんてきかいせい おこなう にんげん そんげん まもる ふさわしい きゅうふ
の 人権 を確保するための 抜本的 改正 を行う。人間の 尊厳 を守るに相応しい 給付
うける けんり しょうにん ほしょう ぎむ くに めいき どうぜん
を受ける 権利 を 承認 し、その 保障 義務が国にあることを明記し、当然 そのもとに
そうごうふくしほう そんざい かんけい
「総合 福祉法」が 存在 するという 関係 になる。

りゆう
○ 理由

こんかい あらたな せいどせつけい こんかん りねん けんりじょうやく しめさ
今回 の 新たな 制度 設計 の もっとも 根幹 をなす 理念 であり、 権利 条約 で示された
きてい しょうがい たにま うま しょうがい ていぎ だれ ちいき
規定 に ともなう である。 障害 の 谷間 を生まない 障害 の 定義、 誰もが 地域 において
じりつ せいかつ いとなめる せいど こうちく りねん ほしょう
自立した 生活 を 営める 制度 の 構築 などは、この 理念 のもとでこそ 保障 される。

ふじおかいん
【藤岡委員】

けつろん
○ 結論 ①

きほんごうい かくにん しょうがいしゃ きほんてきじんけん しえん けんぽう もとづく
基本 合意 で 確認 された「 障害者 の 基本的 人権 の 支援」ということ、 憲法 に基づく
せいど めいぶん きさい ひつす
制度 ということが 明文 で 記載 されることが 必須。

りゆう
○ 理由 ①

きほんごうい しょうだい いちこう あらたな そうごうてき ふくしほうせい しょうがいふくしせさく
基本 合意書 第一 項 「新たな 総合的 な 福祉法制 においては、 障害 福祉 施策 の
じゅうじつ けんぽうとう もとづく しょうがいしゃ きほんてきじんけん こうし しえん
充実 は、 憲法 等 に基づく 障害者 の 基本的 人権 の 行使 を 支援 するものであること
きほん かくにん ぬける ゆるさ
を 基本 とする。」ことの 確認 が 抜けることは 許され ない。

こじん そんげん けんぽう じょう せいぞんけん けんぽう じょう びょうどう ほしょう
個人の 尊厳 (憲法 13 条) と 生存権 (憲法 25 条) が 平等 に 保障 される
けんぽう じょう しょうがいふくし ほんしつ たとえば
(憲法 14 条) ことが 障害 福祉 の 本質 であり 例え ば

ほうりつ けんぽうだい じょう だい じょう だい じょう しょうがいしゃきほんほう
「この 法律 は、 憲法 第 13 条、 第 14 条、 第 25 条、 障害者 基本法、
しょうがいしゃけんりじょうやく せいしん もとづき くに じちたい こうけんりやく しょうがい もつ しみん
障害者 権利 条約 の 精神 に基づき、 国・自治体・公権力 が、 障害 を持つ 市民

ひとりひとり ひと そんげん ぐらし いとなむ けんり じゅうぶん ほしょう
一人ひとり が 人 として 尊厳 ある 暮らし を 営む ことのできる 権利 を 十分に 保障 し、
しょうがい もつ しみん あたりまえ しみん しゃかいさんか じっしつてき きかい
障害 を持つ 市民 が あたり前の 市民 として 社会 参加 できるための 実質的 な 機会

びょうどう ほしょう しょうがい もつ にたいする しゃかいてきふりえき ふびょうどう かいしょう
平等 を 保障 し、 障害 を持つ ことに対する 社会的 不利益、 不平等 を 解消 する
ぎむ つくす あきらかに どう じょうこう ひつよう
義務 を 尽くす べきことを 明らかに する。」等の 条項 が 必要。

じりつしえんほう しょうがいしゃきほんほう きほんてきりねん くにがわ
自立 支援法 で「 障害者 基本法 の 基本的 理念 にのっとり、」と されているが、 国側

の解釈では、基本法は施策に関する抽象的な理念に過ぎないとされており、基本法の存在意義が個別の権利に生かない。

基本法自体について、差別禁止法及び支援権利保障法の上位法規として、さらに権利性を強める改正を執行することを前提に（基本法においてある程度の権利の抽象性は止むを得ないが）、下位規範としての位置付けを「基づき」等として明確化するべき。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○ 結論

障害者基本法と「総合福祉法」は憲法と障害者権利条約にもとづいて制定されるべき。障害者基本法は、障害者権利条約の国内版として、「障害のある人の権利に関する基本法（仮称）」と改め、我が国の障害者施策の基本的な枠組みを明確にし、国・都道府県及び基礎自治体の障害者施策についての責務を定める。同時に障害のある人の権利保障について定め、国と自治体の財政責任を明確にし、障害者施策の実施体制と計画の策定とその促進を行う。総合福祉法は、障害のある人が他の者との平等が実現していくための法制度とする。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○ 結論

憲法25条及び権利条約の理念を根拠として、障害者基本法を人権法、基本法として位置づけ、必要な支援内容を具現化する形で「総合福祉法」を制定していく。

りゆう
○ 理由

障害のある人々の生存権、社会権、自由権の保障について、権利条約の方向性を踏まえ、実体あるものにしていくため。

みつますいいん
【光増委員】

けつろん
○ 結論

憲法、障害者基本法等と整合性のあるようにすべきである。

りゆう
○ 理由

ただし、介護保険法との関係性で、介護保険を優先させると、憲法や障害者基本法の考えから、障害者の選択権と自己決定権を阻害される事があるので、新しい法律では、優位性をもたすようにすべきである

もりいん
【森委員】

けつろん
○結論

憲法、障害者基本法という理念法とともに、時代の要請に応える具体的な支援のシステムについて実定法としての「総合福祉法」で明確に示すべきである。

りゆう
○理由

憲法、障害者基本法で、障害のある一人ひとりの充実した生活を実現することが国の責務であり、障害者福祉に関する基本的な理念について明確にし、実定法としての総合福祉法により具体的な取り組みを示すべきと考える。そして総合福祉法では他の法律で示している制度との間においてシームレスで包括的、総合的支援の実行が可能になるような条文を吟味して用いるべきである。

やまもといん
【山本委員】

けつろん
○結論

憲法の13条14条、25条ほか基本的人権をすべての人が平等に享受することを目的とした支援を提供する法律であり、改正された障害者基本法の理念を実行するため支援を提供する法律である

りゆう
○理由

憲法および障害者基本法の理念を実践する法律が必要であり、そのうち支援について定めた法律であるべきなので

こうもく りねんきてい
＜項目 A-3 理念規定＞

ろんてん しょうがいしゃけんりじょうやく ほご きやくたい けんり しゅたい てんかん いがく
【論点 A-3-1】 障害者 権利 条約 の「保護の 客体 から権利の 主体 への 転換」 「医学
もでる しゃかい もでる てんかん りねんきてい かんがえる
モデルから 社会 モデルへの 転換」 をふまえた理念規定についてどう 考えるか？

あさひないいん
【朝比奈委員】

けつろん
○ 結論

- ① 「権利」や「自らの 決定・選択」の中身を 十分に議論しておく 必要 があります。
せいぞんけん ほしょう だいぜんてい あきらかに おもい
生存権 の保障 が 大前提 であることを、あえて明らかにしておきたい と思います。
- ② 社会 モデルに 転換 した場合、社会 や 環境 そのものが時代 状況 のなかでつね
へんどう ぜんてい とらえかた ひつよう
に変動 していることを 前提 にした捉え方 をしておく 必要 があります。

りゆう
○ 理由

①について、表面的 な意思 表明 のみで権利や自己 決定 が取りざたされてしま
かねないことを懸念 しています。環境 によって自己 決定 の経験 が極めて限られてき
た人の場合には、生存権 の保障 のために、「追いかけていく」福祉、支援が 必要 で
す

あらいいいん
【荒井委員】

けつろん
○ 結論

障害者 が権利の 主体 であること（憲法 上 保障 されていることは当然 の前提
として）の明確化 とともに、権利の 主体 であることを、社会 が保障 すべきである旨も
明確 に規定する 必要 があると考えられるが、こういった理念規定（A-3-2以下について
どうよう しょうがいしゃきほんほう さだめたうえ かくほう きほんりねん そつ
も同様）については、障害者 基本法 で定めた上で、各法 でその基本理念に沿って
きてい ぐたいか てきとう
規定を具体化 することが 適当 である。

いざわいいん
【伊澤委員】

けつろん
○ 結論

そのとおり！！

りゆう
○ 理由

推進 会議での議論においても、疾病・機能 障害 主義（医学モデル）がベースにあ
るために「谷間の 障害 問題」が再生産 されるという論説 があり、その通り と思う。
きのうしょうがい しゅるい ていど じゅうよう せいかつ ししょう いきづらさ ぐらし
機能 障害 の種類 や程度よりも 重要なのは生活の支障（生きづらさ／暮らしにく

さ)であり、^{しゃかいてきしえん もでる}社会的支援モデルである。

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○結論

^{りねんきてい ひつよう こくさいきじゆん じゆんきよ}理念規定は必要。国際基準に準拠すべきであり、^{しゃかい もでる せいかつ もでる}社会モデル、生活モデルを
^{しゅたい かんがえる}主体と考えるが、^{しゃかい もでる}「社会モデル」に^{いがく もでる}「医学モデル」を^{はんえい}反映させた^{そうご もでる}「相互モデル」が

よい
りゆう
○理由

^{しょうがいしゃけんりじょうやく もくてき りかい}障害者権利条約の「目的」は理解する。
^{こども しょうがいじ ほご しゅたい ひょうげん おもう}子ども(障害児)について「保護の主体」という表現はなじまないのではと思う。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

^{りねん ふまえた りねんきてい ひつよう かんがえる りねん}これらの理念を踏まえた理念規定とすることが必要であると考え、これらの理念
^{しょうがいしゃきほんほう きてい そうごうふくしほう せいど しすてむ かんがえるうえ}は、障害者基本法で規定し、総合福祉法においては制度やシステムを考える上で、
^{りねん ひょうげん もりこむ ひつよう}これらの理念をよりわかりやすい表現にして盛り込むことが必要である。
^{いがく もでる ひてい しょうがいしゃ ちいき じりつ じりつ せいかつ りょうもでる そうご}医学モデルの否定ではなく、^{しょうがいしゃ ちいき じりつ じりつ せいかつ りょうもでる}障害者の地域での自立(自律)生活に両モデルの相互
^{ほかん そうごれんけい ひつよう せいど しすてむ めいじする ひつよう}補完・相互連携が必要であることを制度やシステムとして明示する必要がある。

りゆう
○理由

^{しょうがい ひと じりつ じりつ てき しゃかいさんか ひつよう りはびりてーしょん}障害のある人が自立(自律)的に社会参加するのに必要なりハビリテーションや
^{はびりてーしょん いりょうてきしてん しゃかいてきしえん いこう りょうもでる そうご}ハビリテーションは、医療的視点から社会的支援への移行など、両モデルが相互
^{ほかん そうごれんけい きょくめん}補完・相互連携すべき局面がある。
^{はったつしょうがい いがく もでる しょうがい にんてい}発達障害においては、医学モデルでは障害として認定されにくいところもあり、
^{しゃかい もでる きてん そうごほかん そうごれんけい しゃかい じりつ じりつ てきさんか ひつす}社会モデルを起点とする相互補完・相互連携が社会への自立(自律)的参加に必須で
ある。

おおくぼいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

^{りねん ふまえた りねんきてい ひつよう わかり そうごう}これらの理念を踏まえた理念規定とする必要はあるが、より解りやすかつ総合
^{ふくしほう ないよう かんれん こうりよ ひょうげん だとう かんがえる}福祉法の内容との関連を考慮した表現とすることが妥当と考える。

りゆう
○理由

これらの理念や概念は、障害者基本法に盛り込むことが適当であり、制度や仕組みを中心と考える総合福祉法では、それらに結び付く表現を用いた理念規定とする必要があると考える。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○ 結論

当然そうあるべき。
社会モデルに転換することによって、障害がどんなにも重くとも「介護の責任は行政にある」ことを理念で規定し、現状のような介護制度の不足の責任が個人に課せられるようなことがないようにすべき。

しゃかい もでる てんかん
* 社会モデルへの転換

○ 社会的な障壁の除去・改変で障害の解消を目指す○ 障壁解消の責任は障害者個人でなく社会の側にある○ 障害は個人の外部に存在する社会的障壁で構築されている

りゆう
○ 理由

権利条約が、法制度構築に当たったの原点である。
社会権として、障害者が権利の主体である事と、障害の範囲等も含め、社会モデルの視点から、障害者を権利の主体として位置づけ、社会モデルの視点に沿って理念規定を明記すべき。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○ 結論

・権利条約の理念にそった形で、法律の前文、条文にきさいする。
・加えて、福祉サービスの提供の理念もきさいする。

りゆう
○ 理由

・この理念規定は、総合福祉サービス法の上位にある、改正・障害者基本法とほぼ同じものになる。ただし、福祉サービスの提供の理念は、この法できさいする。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○ 結論

医学モデルと社会モデルを統合し、すべての障害のある人を対象とすべき。

そのため、^{しょうがいていど ぶんのはいし ひつよう ふかけつ}障害 程度区分の廃止は 必要 不可欠である。

○理由

^{じりつしえんほう しょうがい しゅべつ こえた ほうりつ さだめられ たにま}自立支援法は、^{しょうがい}障害 の ^{しゅべつ}種別 を ^{こえた}超えた ^{ほうりつ}法律 として ^{さだめられ}定められたが、^{たにま}いまだに ^{たにま}谷間にお
^{ほう たいしょう じょがい ひとたち おおく ようかいごにんてい きそ}かれ、^{ほう}法の ^{たいしょう}対象 から ^{じょがい}除外 されている ^{ひとたち}人たちが ^{おおく}多くいる。また ^{ようかいごにんてい}要介護 認定 を ^{きそ}基礎に
^{さくせい しょうがいていどくぶんにんていちようさ しょうがい ひと じったい せいかつ}作成 された ^{しょうがいていどくぶんにんていちようさ}障害 程度区分 認定 調査 は、^{しょうがい}まったく ^{しょうがい}障害 のある ^{ひと}人の ^{じったい}実態 や ^{せいかつ}生活
^{じょう こんなん はんえい じりつせいかつ しえん ひつようど あきらかに}上 の ^{こんなん}困難 を ^{はんえい}反映 せず、^{じりつせいかつ}自立 生活 の ^{しえん}支援 の ^{ひつようど}必要度 を ^{あきらかに}明らかに ^{あきらかに}するものになっ
^{ごうりてきはいりよ けつじよ しょうがい ていぎ しゃかい もでる どうごう}てい。合理的 配慮 の ^{ごうりてきはいりよ}欠如 を ^{けつじよ}障害 として ^{しょうがい}定義 する ^{ていぎ}うえでも ^{しゃかい}社会 モデル との ^{もでる}統合 は
^{ふかけつ}不可欠である。

【門屋委員】

○結論

^{とうぜん かんがえる}当然 と考える。

○理由

^{こくみん びようどう いきる きほん けんり しゅたい しゃかい もでる せいかつ}国民 として ^{びようどう}平等 に ^{いきる}生きることを ^{きほん}基本 とすれば、^{けんり}権利 の ^{しゅたい}主体 と ^{しゃかい}社会 モデル = ^{せいかつ}生活
^{もでる すべて こくみん いきかた きほん としき こくみん せいかつ いじ けいぞく}モデルは ^{もでる}全ての ^{こくみん}国民 の ^{いきかた}生きかた の ^{きほん}基本 であり、^{としき}時 として ^{こくみん}国民 は ^{せいかつ}生活 を ^{いじ}維持 継続 する
^{ひつよう いがく もでる しえん かつよう しょうがい}ために ^{ひつよう}必要 なものとして ^{いがく}医学モデル による ^{しえん}支援 を ^{かつよう}活用 することとなる。「^{しょうがい}障がい」の
^{こくみん げんそく おなじりねんきてい ひつよう}ない ^{こくみん}国民 は、^{げんそく}すべからく ^{おなじりねんきてい}これを ^{ひつよう}原則 としていることから、^{おなじりねんきてい}同じ ^{ひつよう}理念規定 が ^{ひつよう}必要 である。

【川崎（洋）委員】

○結論

^{りねんきてい}理念規定 すべき。

○理由

^{しょうがいしゃ ちいき しゅたいせい もつ ふつう くらす けんり ほししょう しゃかいさんか すいしん}障がい者 が ^{ちいき}地域 で ^{しゅたいせい}主体性 を ^{もつ}持って ^{ふつう}普通に ^{くらす}暮らす ^{けんり}権利 の ^{ほししょう}保障 と、^{しゃかいさんか}社会 参加 の ^{すいしん}推進
^{いりょう もでる しゃかい もでる てんかん ふかけつ}のためには、^{いりょう}医療 モデル から ^{しゃかい}社会 モデル への ^{もでる}転換 は ^{てんかん}不可欠 なことである。しかし
^{はんだんりょく せいかつのうりょく いきづらさ せいしんしょうがいしゃ しゃかい もでる}判断力 や ^{はんだんりょく}生活 能力 から ^{せいしんしょうがいしゃ}生きづらさを ^{しゃかい}かかえる ^{もでる}精神 障がい者 の「^{しゃかい}社会 モデルへ
^{てんかん ごうりてきはいりよ ぐたいぞう さだかで}の ^{てんかん}転換」「^{ごうりてきはいりよ}合理的 配慮」の ^{ぐたいぞう}具体像 が ^{さだかで}定かでない。

【北浦委員】

○結論

^{けんり しゅたい もつ こじん こゆう そんげん こじん じりつ すべて}あらゆる ^{けんり}権利 の ^{しゅたい}主体 は、^{もつ}いのちを持つ ^{こじん}個人 であり、^{こゆう}固有 の ^{そんげん}尊厳、^{こじん}個人の ^{じりつ}自律、^{すべて}全てに
^{わたつ びようどう けんり ゆうし しょうがい じょうたい しえん ひつよう ていど じょうきょう おうじた}わたつ、^{わたつ}平等 の ^{びようどう}権利 を ^{けんり}有し、^{ゆうし}障害 の ^{しょうがい}状態、^{じょうたい}支援 が ^{しえん}必要 な ^{ひつよう}程度、^{ていど}状況 に ^{じょうきょう}応じた
^{おうじた}亘って、

社会的支援が受けられることが保障されること。

○理由

障害者個人の人格を守るには、先ずいのちが守られなければならない。いのちを守る事が平等の原点としての基盤であることを踏まえ、どんなに重い障害の状態にあっても、文化的で豊かな生活を営まれるように、その障害から生ずる障壁を可能な限り緩和するのに必要な支援内容、方法を確立することである。

【君塚委員】

○結論

補足説明が必要である。あるいは、この規定が全てに対応するとは思われない。

○理由

医学的な専門的介入無しでは、とくに医療を大きく必要とする障害児分野などでは発達保障のために医学的な対応が不可欠であり、これなくしては今の個々の人の障害状況を保持してこれていないことを忘れてはならない。障害医療の向上を進めるための施策が必要である。

【齋藤委員】

○結論

こうした理念に沿った障害者基本法が求められるが、総合福祉法においても同様にこうした理念をふまえた規定とするのは当然である。

【佐野委員】

○結論

「総合福祉法」では、障害者基本法での理念規定を追認し、更に押し広げるような形が望ましい。

○理由

法律間で矛盾が起こる可能性があり、重複した規定は極力避けるべきである。規定するとすれば福祉分野のサービス法としての理念規定に限定すべき。

しみずいじん
【清水委員】

けつろん
○ 結論
どうい
同意

りゆう
○ 理由

てんかん しゅたい かいふく ふっけん いみあい ちからづよく うちだす
転換 というより 主体 の 回復、 復権 という意味合いを 力強く 打ち出すべきだと
かんがえます
考えます。

すえみついいん
【末光委員】

けつろん
○ 結論

ほご きやくたい けんり しゅたい たんじゆんか りねんきてい けつらく
「保護の 客体」から「権利の 主体」へという 単純化 された理念規定では、欠落し
てしまう部分があることが危惧される。「『保護』の 客体 から権利の 主体 へ、また、
『保護』から、権利を 尊重 した『支援』を受ける 主体 への 転換」が、理念規定とし
ても入るのが望ましい。

りゆう
○ 理由

けんり しゅたい いし けつてい いし ひょうげん こんなん ひとひと さいじゅうどちてきしょうがいじ
権利の 主体 としての意志 決定 と意志 表現 が 困難 な人々（最重度 知的 障害児
者、重症 心身 障害児 者など）も、充分 な視野に入れた理念規定であることが
必要 である。

たけばたいいん
【竹端委員】

けつろん
○ 結論

しょうがい ひと ほか ひと おなじ びょうどう けんり もつ まもら
障害 がある人も、他の人と同じ（平等 の）権利を持っているし、それは守られ
なければならない、という理念は法の中で書いておくことは大切です。

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃ びょういん
1. 障害者 だからといって、しせつや 病院 でくらさなければならないのはおかし
い。2. 障害 があっても、地域であたりまえ（他の人との 平等 ）の暮らしをする権利
をもっている。3. この権利はどんなに重い 障害 がある人にも保しようされるべきだ。
この1～3を 国民 みんなでわかちあう 必要 があります。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

けつろん
○ 結論

りねんきてい おく いちほうほう そうごうふくしほう ぜんぶん おき しんぽう
理念規定を置くことも 一方法 であるが、総合 福祉法としての 前文 を置き、新法 を

つらぬくせいしん せんげん ほうこう けんとう ないよう しょうがいしゃ
貫く精神を宣言する方向で検討すべきである。その内容としては、障害者が
ほご きやくたい けんり しゅたい しょうがい いぎ しゃかい もでる
保護の客体ではなく権利の主体であること、障害の意義として社会モデルを
きちょう しょうがいしゃ ゆうする きほんてきじんけん こうし かのう しえん
基調とすること、障害者が有する基本的人権の行使を可能とするための支援が
ていきょう もりこま
提供されるべきことなどが盛り込まれるべきである。

りゆう
○理由

しんぼう きほんてき かんがえかた ぜんぶん おい せんげん しんぼう こくない
新法の基本的な考え方を「前文」を置いて宣言することにより、新法を国内の
ほうたいけい なか いちづける めいかく しんぼう しょうがいしゃじりつ
法体系の中でどこに位置づけるのかを明確にするとともに、新法が障害者自立
しえんぼう まったくべつ してん りっきやく せいてい あきらか うえ
支援法とは全く別の視点に立脚して制定されるものであることを明らかとする上
で、より てきせつ ほうほう かんがえる
適切な方法であると考ええる。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○結論

りねん ふまえた きてい ひつよう そうごうふくしほう ないよう わかり
理念を踏まえた規定とする必要がある。総合福祉法の内容をより解りやすく、か
かんれん こうりよ ひょうげん だとう かんがえる
つ関連を考慮した表現とすることが妥当と考える。

りゆう
○理由

りねん がいねん しょうがいしゃきほんほう もりこむ そうごうふくしほう しょうがいしゃきほんほう
理念・概念は、障害者基本法にまず盛り込む。総合福祉法では、障害者基本法
はいけい しょうがいしゃふくし さーびす せいで しくみ きてい
を背景として、障害者福祉サービスの制度や仕組みを規定するものとする。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃけんりじょうやく ほご きやくたい けんり しゅたい てんかん いがく もでる
障害者権利条約の「保護の客体から権利の主体への転換」「医学モデルか
しゃかい もでる てんかん りねんきてい とうぜん
ら社会モデルへの転換」という理念規定は当然である。

りゆう
○理由

これまでの しょうがいしゃふくしせいど しょうがいしゃ ほご きやくたい
サービス利用の権利性は さいびす りよう けんりせい はくだつ いりよう もでる しきゅうはんてい おこなわ
剥奪されていた。また医療モデルの支給判定が行われた
ために、せいかつ じったい そくし さーびす ていきょう こんらん うん けんり
生活の実態に即したサービス提供がされず、混乱を生んできた。権利
じょうやく じょう うたわ ちいき しえん うけて くらす けんり ほうりつ
条約の19条に謳われたように地域で支援を受けて暮らす権利があることを法律で
めいき
明記すべきである。

なら ぎきいん
【奈良崎委員】

けつろん
○ 結論

しゃかい もでる いがく もでる いみ
社会 モデル、医学モデルの意味がわからない
ふくし さーびす おなじように いりょう さーびす じょうほう
福祉サービスと同じように 医療 のサービスについても 情報 がほしい。

りゆう
○ 理由

ことば
わかりやすい言葉でつたえてほしいから
いりょう さーびす なに
医療 のサービスについて 何があるのかもわからないから。

にしたきいん
【西滝委員】

けつろん
○ 結論

とおり りねんきてい もりこむ
その通りであり、理念規定を盛り込むべきである。

りゆう
○ 理由

いちこ にんげん けんり しゅたい しょうがいしゃ とうとぶしゃかい じつげん
一個の人間として権利の主体であり、また、障害者を尊ぶ社会を実現させ
なければならない。

のほらいん
【野原委員】

けつろん
○ 結論

いがく もでる しゃかい もでる がいねん くべつ ひつよう わかる なんびょう
「医学モデル」と「社会モデル」を概念として区別する必要は分かるが、難病の
ばあい いみ もた ぎろん
場合、あまり意味を持たない議論である。

ほう りねんきてい なか しょうがいしゃけんりじょうやく じょう じょう けんこうきょうじゅ けんり
法の理念規定の中に、障害者権利条約 25 条、26 条の「健康享受の権利」
いれる
を入れるべきである。

りゆう
○ 理由

しゃかいかつどうさんか ふぜん どあい いし ほんだん ぬき きじゅんか じこ けつてい
社会活動参加への不全の度合いも、医師の判断 抜きに 基準化したり、自己決定で
はんい せまい げんじょう おおく りょうしゃ みっせつ からみあつ こんざい
きる範囲が狭いという 現状 は多くあり、両者は密接に絡み合って混在しているた
め、同モデルを 対立的 概念 として捉えるのではなく、環境を含めたICF による
ほんかくてき ぐたいか きじゅんか おこなう いがく もでる げんかい
本格的な具体化（基準化）を行うべきである。しかし、「医学モデル」の限界を
みとめながら なんびょう しつべい きいん しょうがいしゃ しゃかいせいかつ
認めながらも、とくに 難病 など 疾病 に起因する 障害者 にとって、社会生活を
はかる ゆうよう ひょうか ひつよう
計るうえでは 有用なものとして 評価 することが必要である。

ひがしがわいいん
【東川 委員】

けつろん
○ 結論

これからの法律全体を検討する際の最も大切な問題に、「保護の客体から権利の主体への転換」「医学モデルから社会モデルへの転換」という考え方をすすめる必要がある。この考え方を大切に、新たな法律全体の仕組みを検討することが必要である。

りゆう
○ 理由

現在の障害者差別を生み出した背景に、障害者を「保護の客体」と捉える「医学モデル」から障害者施策が発端していることがある、と考える。同じ過ちを繰り返すようなことがあってはならない。

ひらのいいん
【平野委員】

けつろん
○ 結論

この考え方には同意出来るが、①権利主体とすることと、障害者の主張をすべて無批判に認めるということは分けて考える必要がある、②これまでの「医学モデル」絶対の理念は転換すべきであるが、医学モデルそのものまでも否定することは区分して考えることが必要である。

りゆう
○ 理由

指摘された点は、これまでの障害福祉における見直しであげられており、当然の方向性であるが、権利主体として位置付けることとそれを絶対化することは区分しておかないと、社会的合意や総合的調整が困難となる。また問題なのは「医学モデル」絶対ということであり、「医学モデル」が有効な局面もあり、それまで排除しては、障害者の利益を損なう場合もある。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○ 結論

医療に依存しない社会モデルへ。

りゆう
○ 理由

精神障害者福祉は医師の診たてに依存しすぎるので。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結論

「保護の客体から権利の主体への転換」は、まさにわが国の障害者施策の
転換点を明らかにしたものである。またわが国では、医学モデル重視に偏っていた
これまでの傾向から、社会モデル的な観点からの障害の新たな位置づけ、さまざま
な社会環境との相互作用や社会との関係性のあり方によって、障害の
とらえ方や範囲、支援制度のあり方を見直し、改善を図っていくことが求められる。

りゆう
○ 理由

特に、私たちがたんかん患者は、その症状から「患者性」と「障害者性」
の二つの側面があって「重複的な障害」といえる。専門医療への期待とともに、
社会的側面からの生活保障や相談体制の充実など総合的な配慮が必要
で、障害者施策の充実が切望されており、特に強調したい点である。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○ 結論

ほう りねんきてい つくる
法の理念規定を作るべき。

りゆう
○ 理由

「障害者対策実施の反射的利益を享受する受け身の客体に過ぎなかった
機能障害者は、自力で更生する努力をして、福祉のお世話にならない人になるべ
きで、更生のための障害者の努力を支援するのが福祉の目的だ」とされてきた。

そうではなく、障害の本質とは、機能障害を有する市民の様々な社会への参加
を妨げている障壁にはかならないこととここに確認し、機能障害を持つ市民を
排除しないようにする義務が社会、公共にあることが今後の障害者福祉の基本
理念として規定されるべき。

障害者支援制度の存在意義は「障害を持つあなたは何も悪くない、何の責任も
ない、障害による様々な社会的不利益、不平等を公的に支えるからこの社会で
共に生きていきましょう。」というメッセージを与え、そのための具体的支援をする
ことだから。

障害児者支援制度（障害福祉）の根本理念は、どんなに重い障害をもった人
であっても、一人ひとりを尊重する社会を作る、自立のための様々な方法を駆使し
ながら一人ひとりがその人なりに生き生きと生きて社会と共生することであり、

しょうがいしゃ かんぜんさんか びょうどう こくさいしょうがいしゃねん りねん いろあせ
障害者 の「完全参加と平等」という国際障害者年の理念は色褪せてない。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃけんりじょうやく もとづき けんり しゅたい せいどせつけい てんかん しょうがい
障害者 権利 条約 に基づき、権利の主体とした制度設計に転換する。障害を
じこ せきになん こじん もんだい かんがえかた はいす ちょうき しょうがい
自己責任、個人の問題とする考え方を排すべきである。長期にわたる障害や
しっかん ひとたち しょうがい ひと ここ ひつよう しえん うける けんり ほしょう
疾患のある人たちは、障害のある人個々に必要な支援を受ける権利が保障され、
どうじ かんきょう ととのえる しゃかい しょうへき しょうがい しっかん
同時に環境を整えることで社会にある障壁をなくし、障害や疾患があっても
ほか しゃ びょうどう じつげん もりこむ
他の者との平等を実現することを盛り込む。

りゆう
○ 理由

いがく もでる しゃかい もでる てんかん ひょうげん なか いりようてき けあ ちりょう
医学モデルから社会モデルへの転換という表現の中には、医療的ケアや治療
けいし りかい しっかん よぼう ちりょう ひつようせい しゃかい もでる てんかん
の軽視と理解されることがある。疾患の予防や治療の必要性が社会モデルへ転換
する こと で けいし されるものではないことを確認する必要がある。また、医学モデル、
しゃかい もでる ことば とらえかた ぎろん こんらん
社会モデルという言葉については、さまざまな捉え方があり、議論が混乱することが
かんがえられる かいしゃく ひょうげん き つかう
考えられる。さまざまな解釈がある表現については、気をつけて使うべきであろう。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○ 結論

こくみんいつぱん りかいかのう ことば もちいてりねんきてい めいぶんか
国民一般に理解可能な言葉を用いて理念規定を明文化する。

りゆう
○ 理由

しょうがい ほごてき いがく もでる みる れきし ながかつ わがくに とくに
障害を保護的に、また医学モデルとして見る歴史の長かった我が国においては、特に
ひろくこくみん しょうがい しゃかい もでる しょうがい ひとびと けんり しゅたい
広く国民が障害を社会モデルとして、障害のある人々を権利の主体として
にんち けいはつ しくみ ひつよう
認知するための啓発と仕組みづくりが必要であるため。

もりいん
【森委員】

けつろん
○ 結論

ちいき くらす けんり ほしょう しょうがい とらえかた かわつ じゅうよう してん
地域で暮らす権利の保障と障害の捉え方が変わったというきわめて重要な視点
りねんきてい もりこむ
であり、理念規定として盛り込むべきである。

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃけんりじょうやく きほんてきりねん かくこじん みずから ちちかん もとづい
障害者 権利 条約 の基本的理念であり、各個人が自らの価値観に基づいて、そ
しゅたいせい じゅうじつ せいかつ
れぞれの主体性をもとに充実した生活をおくることができるようにすべきであり、

こくみんぜんたい いしきかいかく ひつよう きてい
国民 全体 の意識 改革 が 必要 であることから、規定すべきである。

やまもといいん
【山本 委員】

けつろん
○ 結論

りねんきてい
そうした理念規定がされるべきである

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃけんりじょうやく こくないりこう ほうせいび いちぶ いじょうじょうきりねん
障害者 権利 条約 の 国内 履行のための法整備の一部である以上 上記 理念が
じゅうよう
重要 である

論点 A-3-2)

推進会議では「地域で生活する権利」の明記が不可欠との確認がされ、
推進会議・第一次意見書では「すべての障害者が、自ら選択した地域において
自立した生活を営む権利を有することを確認するとともに、その実現のための支援
制度の構築を目指す」と記された。これを受けた規定をどうするか？

【荒井委員】

○ 結論

現在の障害者自立支援サービスのみならず、より一層の一般就労の促進や
工賃向上策といった就労支援策に加え、障害者年金のあり方の検討や
障害者の住まいの確保を含め、障害者が真に地域で自立した生活をするこ
とができるようになる総合的な支援に関する規定が必要と考える。

○ 理由

障害者の自立を促進していくという観点が必要であり、障害者が働ける
環境づくりや年金等による所得保障や住まいの確保など、幅広い支援が必要
であるため。

【伊澤委員】

○ 結論

個別支援の明確化！

○ 理由

色々な選択肢が有る！という、基本はパーソナルサポートであり、同時に生活志向の
多様性に対応していく内容の豊富化だと思う。

【石橋委員】

○ 結論

家族から一方的な依存排除とする表現は避ける。

○ 理由

第一次意見書は理解するが、社会基盤整備が前提である。
肢体不自由を生れた時から関わっている当事者の親として、今こそ「家」「家族」
の良さが地域での生活に欠かせないと考えます。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ じぶん いし ちいきせいかつ ちいきせいかつ すたいる せんたく けんり
「障害者」が自分の意思で地域生活 および地域生活 のスタイルを選択 できる権利
を明記する。

りゆう
○ 理由

ちいき せいかつ けんり ひと びょうどう ほしょう
「地域で生活 する権利」はすべての人にとって 平等 に保障 されなければならない。
そのことを規定することによって地域で暮らすための 様々な支援を合理的 配慮のもと
で実現 するための根拠 となる。地域に支援がないために地域での多様な生活 スタイル
を実現 できない人が多い 現実 を考えれば、法律 に明記して、地域生活 支援を
つくりださ 創り出さなければならない 状況 にする 必要 がある。

おおくぼいいん
【大久保委員】

けつろん
○ 結論

うけた きてい もうける ひつよう かんがえる ちいき せいかつ けんり
それらを受けた規定を設ける 必要 があると考える。ただし、「地域で生活 する権利」
を過度に 強調 し、「地域生活 の強要」にならないよう 配慮 する 必要 もあると
かんがえる
考える。

りゆう
○ 理由

そうごうふくしほう ちいきせいかつ きーわーど せいど しくみ かかわるたいせつな
総合 福祉法において「地域生活」はキーワードであり、制度や仕組みに関わる大切な
用語である。一方、地域のサービス基盤の不足や地域での暮らしに危機的な 状況 が
ある場合など、「安心・安全」を優先し、入所施設を利用すること、また、理由は
ともかく しょうがいしゃ 自身が 入所施設を選択 することもあり得るからである。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○ 結論

いちじいけんしょ しょうがいしゃ こうはん じつげん じかん
一次意見書では、すべての 障害者 が……の後半の、「その実現のために24時間
かいじょうとう ふくむしえんせいど こうちく めざす せいど こうちく あたっ ちいきかんかくさ
介助等を含む支援制度の構築を目指す。制度の構築に当たっては、地域間格差が
しょうじない じゅうぶん りゆうい ないよう ぐたいか ほう より めいかく
生じないように 十分に留意する。」の内容を具体化する法であるべき。抛り明確に、
けんり たんぽ きてい ぐたいてき ほう きてい
権利を担保する規定を具体的に法に規定すべき。

れい
例)

りゆう
○ 理由

げんじょう いまだにちいき せいかつ けんり じゅうぶん たんぽ じょうきょう
現状は、未だに地域で生活 する権利が十分に担保されている 状況 でない。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○ 結論

「自立した生活^{じりつ}を営む^{せいかつ}権利^{いとなむけんり}」とは地域^{ちいき}で生活^{せいかつ}するために必要^{ひつよう}なサービス^{さーびす}を自ら^{みずから}選択^{せんたく}し受給^{じゅきゅう}する権利^{けんり}であり、「地域^{ちいき}で暮らす^{くらす}権利^{けんり}」とはそのために必要^{ひつよう}なサービス^{さーびす}給付^{きゅうふりよう}量を確保^{かくほ}する財政的^{ざいせいてき}措置^{そち}を講ず^{こう}ることを政府^{せいふ}に義務^{ぎむづける}付けるものであることをほうめいき
法^{ほう}に明記^{めいき}する。

りゆう
○ 理由

「地域^{ちいき}で自立した生活^{じりつ}を営む^{せいかつ}権利^{いとなむけんり}」を理念的^{りねんてき}なものに留めず、サービス^{とどめず}の選択^{さーびす}権^{せんたくけん}と必要^{ひつよう}なサービス^{さーびす}量^{りょうしきゅう}支給^{たんぼ}を担保^{じったいてき}する実体的^{めいかく}なものでもあることを明確^{ひつよう}にする必要^{めいかく}があるため。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○ 結論

- ・「すべての障害者^{しょうがいしゃ}が、自ら^{みずから}選択^{せんたく}した場^ば・・・」に表現^{ひょうげん}を変更^{へんこう}して、理念^{りねん}にきさいする。
- ・ただし、新法^{しんぽう}における「福祉サービス^{ふくし}基盤整備^{さーびす}計画^{きばんせいびけいかく}」の事項^{じこう}では、「自ら^{みずから}選択^{せんたく}した地域^{ちいき}」という表現^{ひょうげん}で、基盤整備^{きばんせいび}は、地域支援^{ちいきしえん}の方向^{ほうこう}重視^{じゅうし}をめいかにする。

りゆう
○ 理由

- ・総合福祉サービス^{そうごうふくし}法^{さーびす}では、ほう
地域^{ちいき}・在宅^{ざいたく}だけでなく、施設利用者^{しせつりようしゃ}も含めたサービス^{ふくめた}提供^{さーびす}の法律^{ていきよう}になるので、「地域^{ちいき}」という限定^{げんてい}表記^{ひょうき}には、現実^{げんじつ}とのずれが生じる可能性^{しょうじる}がある。
- ・基盤整備^{きばんせいび}の計画^{けいかく}は、地域生活支援^{ちいきせいかつしえん}を中心^{ちゅうしん}に重点^{じゅうてん}をいれてほしい。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○ 結論

新しい法律^{あたらしいほうりつ}に、誰^{だれ}でも地域^{ちいき}で暮らす^{くらす}権利^{けんり}があることを書く。

りゆう
○ 理由

施設の職員^{しせつ}や家族^{しょくいん}、市役所^{かぞく}の人が自立^{しやくしよ}に反対^{ひと}しないようにするため。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいていど ぶんのはいし こつこふたんきじゅんがく じょうげん てっぱい
障害 程度区分の廃止と国庫負担 基準額 (上限) を撤廃 する。

りゆう
○ 理由

せいかつ ひつよう おうじた しえんせいど こうちく
生活 の 必要 に応じた支援制度を 構築 しなければならないため。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○ 結論

とうぜん しえんせいど きてい しょうがいしゃ みずからせんたく ちいき
当然、支援制度の規定には、この「すべての 障害者 が、自ら 選択した地域にお
いて自立した 生活 を 営む 権利を有すること」を実現 するために法を定めるとして
きてい
規定すべきである。

りゆう
○ 理由

じりつ せいかつ ていぎ せいめい いじ ぶんかてきけいざいてきさいてい せいかつほしょう じつげん
自立した 生活 の定義は、生命 を維持し文化的 経済的 最低 の 生活 保障 を実現
できる 条件 を支援制度の 具体的 内容 とすべきである。もちろん、支援法 だけでは
こんなん ほか ほうりつ せいど りよう じょうけん みたす けんげん しえん
困難 であることから、他の 法律・制度の利用による 条件 を満たすことの 権限 を支援
せいど きてい のぞむ
制度に規定できることを望む。

ほうせいど じりつ せいかつ いとなむけんり こじん とうごう やくわり しえん
あらゆる 法律制度が「自立した 生活 を 営む 権利」を個人に 統合 できる 役割 を支援
せいど はたせる のぞましい
制度が果たせることが望ましい。

かわさき よう いいん
【川崎 (洋) 委員】

けつろん
○ 結論

ちいき せいかつ けんり めいき ひつよう
「地域で 生活 する権利」の明記は 必要 。

りゆう
○ 理由

じこ せんたく じこ けつてい ほしょう けんりじょうやく ていき しゃかい かんぜん
自己 選択、自己 決定 を保障 し、権利 条約 が提起している「社会 への 完全 かつ
こうかてき さんか しょうがいしゃ くに ちほうこうきょうだんたい しゃかいせいど しゃかいしげん
効果的な参加」のため。障がい者は、国、地方 公共 団体 から、社会 制度、社会 資源
ひつようじゅうぶん せいび ほしょう けんり めいぶんか
の 必要 十分 な整備を 保障 される権利があることを明文化する。

きたうらいん
【北浦 委員】

けつろん
○ 結論

みずからせんたく ちいき じりつ せいかつ いとなむけんり しゅたい すべて
「自ら 選択 した地域において自立して 生活 を 営む 権利」の 主体 が「全ての
しょうがいしゃ いみ さんせい ぜんてい びょうどう きほん
障害者 」という意味なら 賛成 できない。よって、その 前提 には、平等 の基本で

ある「生命に対する権利」も基本的権利として規定される必要がある。

○理由

「地域で生活する権利」が強調されることによって、すべての施設の廃止、入所者の地域移行が強行される恐れがある。障害のある人の平等を促進、または達成するには、基本である「生命に対する権利」を脅かすことのないように「生命権」を保障し、施設支援を必要とする事情にある場合には、障害のある人の自由な選択ができるようにすべきである。

【北野委員】

○結論

「地域で生活する権利」とは、「その日常生活で、分かりづらい・やりにくい・使にくい等の状況のあるすべての市民が、自ら選びとった他の市民と同様の役割や社会参加・参画する権利」であり、「障害者総合福祉法」は「その権利を行使するために、必要な支援や合理的配慮を権利づけるため」に必要な法律である。

【君塚委員】

○結論

この理念のもとに、現実に即した附則が必要である。

○理由

社会的入所を必要とする本当に厳しい状況があり、単なる相談支援で解決しない部分が多々有る。相談支援と共に社会資源の充実などがより優先されるべきである。

【齋藤委員】

○結論

総合福祉法の基本理念・目的として第一条に、すべての障害者が地域社会の中の一員として共に生きる権利を有することを明確にうたうべきは当然であり、その実現のための方策として、この総合福祉法の各条文があることを明記しなければならない。

しみずいいん
【清水委員】

けつろん
○ 結論

ちいき ちいきじりつせいかつてんかい しえん こうぞう こうちく じったいか せつてい おこなう
地域における地域自立生活 展開（支援）構造の構築を 実態化する 設定 を行う

りゆう
○ 理由

しせつ ちいき へいばん たいりつがいねん つちかわ
施設でなく地域でといった 平板な 対立 概念 ではなく、これまでに 培われてきた
しえん きのうち はってん ともにれんどう ひとりひとり せんたく かのう
支援の機能もさらに 発展させ、共に 運動して一人ひとりが 選択 することが可能となり、
じぶん じぶん じんせい いきて じったいか むけて ちいきじりつせいかつてんかい
自分で自分の 人生 を生きていくということの 実態化に向けての地域自立生活 展開
（しえん こうぞう こうちく みる かたち きてい
支援）構造を構築していくということを、はっきり見える 形で規定していくこと
ひつよう かんがえます
が必要と 考えます。

すえみついいん
【末光委員】

けつろん
○ 結論

せいめい にたいする けんり しょうがいしゃけんりじょうやくだい じょう けんこう きょうじゅ
「生命に対する権利」（障害者 権利 条約 第10条）、「健康」を 享受 する
けんり けんりじょうやくだい じょう きほんてき けんり りねんきてい なか
権利（権利 条約 第25条）も、基本的な権利として理念規定の中 にならなければならない
である。

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃけんりじょうやく ちいき せいかつ けんり
障害者 権利 条約 において「地域で生活 する権利」とともにうたわれている、
せいめい けんり けんこう けんり じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ せいめい けんこう いじ
「生命の権利」「健康の権利」は、重症 心身 障害児 者など、生命と健康を維持
じたい こんなん おおく しえん ようし せいめい けんこう いじ こんなん
すること自体が 困難 でそのために多くの支援を要し、かつ、生命・健康の維持が 困難
かのうせい ばめん じぶん いし ひょうげん こんなん ひとびと ちいき
になる可能性のある場面でも自分から意志 表現 が 困難 な人々にとって、「地域で
せいかつ けんり せつじつでもっともきほんてき けんり
生活 する権利」とともに切実で 最も 基本的な権利である。

たけばたいいん
【竹端委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ みずからせんたく ちいき じりつ せいかつ りゆう
「すべての 障害者 が、自ら 選択 した地域において自立した生活」ができない理由
しえん せいど つくる ほう もくてき かく
をなくす支援の制度を作ることを、法の 目的 に書くべきです。

りゆう
○ 理由

じりつ せいかつ しえん いま
「自立した生活」ができないのは、いろいろな支援がたりないからです。今のやりか
かえ い てき けあ じかん かいじょ ひつよう おかね ひと ちいき
たを変え、医りょう的なケアや24時間の介じよなどに 必要なお金も人も地域に
むけれ おもい ひと ちいき ほか ひと びょうどう
向ければ、どんなに重いしょうがいの人も、地域であたりまえ（他の人との 平等）
くらし ほう もくてき かい まもる
の暮らしができます。そのことを、法の 目的 として書いて、守るべきです。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

けつろん
○ 結論

しんぽう ぜんぶん しょうがいしゃ みずからせんたく ちいき じりつ せいかつ
新法の 前文で「すべての 障害者 が、自ら 選択 した地域において自立した 生活
いとなむけんり けんぽう じょう じょう じょう じょう じょうとう きそ
を 営む 権利」が 憲法 13 条、14 条、21 条、22 条、25 条 等に基礎づ
けられた権利であることを明らかとした上で、各種 支援規定を設けるに際して、この
けんり じっしつてき かくほ ぐたいてき けんりきてい せいきゅうけんきてい おく
権利が 実質的に確保されるためのより具体的な権利規定ないし 請求権 規定を置く
べきである。

りゆう
○ 理由

しょうがいしゃ みずからせんたく ちいき じりつ せいかつ いとなむけんり
「すべての 障害者 が、自ら 選択 した地域において自立した 生活 を 営む 権利」
しょうがいしゃけんりじょうやく じょう さだめられ じゅうよう けんり ぐたいてき
は、障害者 権利 条約 19 条 でも定められている 重要 な権利であり、その 具体的
ないよう たき しょうがいしゃけんりじょうやく じょう こう
内容 も多岐にわたる。 障害者 権利 条約 19 条 では、(A) から (C) 項のみが
かかげられ れいじれつきよ かいす しんぽう けんり じっしつてき
掲げられているが、これは例示 列挙 と解すべきであり、新法 では、この権利の 実質的
かくほ じゅうぶん ないよう けんとう うえ かくしゅしえん さだめる にさいして
確保のため、さらに 十分な 内容 を 検討 した上で、各種 支援を定めるに際して、こ
けんり しゅし じゅうぶん ふまえた けんりきてい せいきゅうけんきてい おく
の権利の趣旨を 十分に踏まえた権利規定ないし 請求権 規定を置くべきである。

たなか まさ いいん
【田中（正）委員】

けつろん
○ 結論

きてい もうける ひつよう
規定を設ける 必要 がある。

りゆう
○ 理由

そうごうふくしほう ちいきせいかつ せいど しくみ ととのえるさい たいせつなようご
総合 福祉法において「地域 生活」は、制度や仕組みを整える 際の大切な用語とな
げんじょう きばんせいび じゅうぶん ちいき おおく ちいき さーびす
る。ただし、現状 では基盤整備が 十分 でない地域が多く、地域によっては、サービス
きばん よわさ かぞく ささえ ばあい ちいき ぐらし ききてき
基盤の弱さから家族による支えしかない場合は、たちまちに地域での暮らしに危機的な
じょうきょう しょうじる そうてい きほん ちいき きばんせいび ぜんてい
状況 が生じるなどが 想定 される。基本は地域の基盤整備を 前提 としながらも
あんしん あんぜん はいりよ にゅうしょせつ かつよう しゃ りようけいかく
「安心・安全」の 配慮 のためには、入所 施設の活用 も視野にいれた利用 計画 の
かつよう よし
活用 も良しとする。

なかにしいいん
【中西 委員】

けつろん
○ 結論

そうごうふくしほう しょうがいしゃ ちいき せいかつ けんり うたう きてい
総合 福祉法は 障害者 の地域で 生活 する権利を謳うべきである。その規定に
したがってだいいちじいけんしょ うたわ しょうがいしゃ みずからせんたく
従って 第一次意見書で謳われているように「すべての 障害者 が、自ら 選択 した

ちいき じりつ せいかつ いとなむけんり ゆうする かくにん じつげん
地域において自立した生活を営む権利を有することを確認すべきであり、その実現
のための支援制度の構築を目指す」べきである。

りゆう
○理由

しょうがいしゃ どうせだい しょうがい どうよう せいかつ しえんせいど じゅうじつ
障害者を同世代の障害のないものと同様の生活を、支援制度を充実させる
ことによって実現すべきであるから。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○結論

きてい さくてい りねん じつじょう ふまた
規定の策定にあたっては、理念だけではなく実情を踏まえたものとすべき。

りゆう
○理由

げんじょう ちいき せいかつ ささえる さーびす きょうきゅうりょう しえんたいせい
現状では地域生活を支えるためのサービス供給量 および支援体制が
ぜいじゃく きばんせいび ぜんてい ひつよう
脆弱であることから、基盤整備を前提としたものとする必要がある。

なら ざきいいん
【奈良崎委員】

けつろん
○結論

だいち じいけんしょ じりつしえんほう りゆう つたえ
第一次意見書はわかりやすいけれど、自立支援法がかわる理由を伝えほしい。

りゆう
○理由

ふくし さーびす つかっ ひとたち じょうほう たいせつ
福祉サービスを使っていない人たちにも情報が大切

にしたきいいん
【西滝委員】

けつろん
○結論

ちいき せいかつ けんり たいどう こみゆにけーしょん けんり かくりつ
「地域で生活する権利」は対等なコミュニケーションの権利が確立されていること
が前提であり、それなくして「地域生活権」の保障はない。そのためには
こみゆにけーしょん しえんせいど めいかく いちづけ ざいせいとうし ひつよう
コミュニケーション支援制度の明確な位置づけと財政投資が必要である。

りゆう
○理由

げんじょう こみゆにけーしょん しえんじぎょう ないよう きぼ ざいせいとうし いちばん
現状においてもコミュニケーション支援事業は内容も規模も財政投資も一番
おくれて ぶんや ちいきせいかつけん がへい おちいつ
遅れている分野である。「地域生活権」が画餅に陥ってはならない。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○結論

なんびょうかんじゃ ばあい たよう こべつ にーず こたえるたいせい こうちく ふかけつ
難病患者の場合、多様な個別のニーズに応える体制の構築が不可欠である。

りゆう
○理由

なんびょうかんじゃ ばあい しっかん おなじしっかん かんじゃかん ひび つき
難病 患者の場合、それぞれの疾患 ごとに、同じ疾患の患者 間でも、日々・月ご
へんどう こてい ばあい しんこう はやしつべい ちがい いりょうてき けあ けいど
との変動、固定している場合と進行が早い疾病との違い、医療的ケアがあれば軽度
しゅうろう かのう うけいれさき きてい しょうがい がいねん とらえ
の就労は可能だが受け入れ先がないなどなど、既定の「障害」概念では捉えきれ
しょうじょう しょうがい たよう かんきょう ふくざつ
ない症状や障害が多様にあり、おかれている環境は複雑であるなどから
にーず はひとりひとり ことなる おおく しっかんぐん こべつてき にーず ちいき
ニーズは一人ひとり異なる多くの疾患群である。これらの個別的ニーズに地域が
いかに たいおう りきりょう じりつ じりつ せいかつ しつ
如何に対応できる力量をもっているかによって、「自立(自律)した生活の質」が
きまる ざいたく しゅうろうかんきょう かいほつ ひつよう ともなわ
決まる。在宅での「就労環境」の開発も必要である。これらが伴わないと、
ちいき せいかつ けんり がへい
「地域で生活する権利」は画餅になる。
たいせいこうちく きめこまかな さーびす ていきょう やくわり
これらの体制構築には、きめ細かなサービス提供ができるNPOなどの役割を
じゅうし ぎょうせい きょうどう もとめられる
重視することと行政との協働が求められる。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

ちいきせいかつ いう めいかく ひつよう
まず、「地域生活とはどういうものを言うのか」を明確にする必要がある。そして、
みずから せんたく ちいきせいかつ しょうがい おくる こんなん こんなん
自らが選択した地域生活を、障害のために送ることが困難であれば、その困難を
なくし すくなく もんだい かいけつ
無くしたり、少なくしたりするために、いろいろな問題の解決をできるようにするた
め しょうごうふくしほう いえよう
めの「総合福祉法」であると言えよう。
このさい しょうがい みっせつ かんけい いりょう もんだい かいけつ 入れる
この際、障害と密接な関係のある医療の問題を解決できるように入れるのか
どうかは今後 慎重に検討しなければならない課題である。
こんごしんちよう けんとう かだい

りゆう
○理由

じょうき そうごうふくしほう いちづける ちいきせいかつじつげん しえんせいど
上記のように「総合福祉法」を位置づけるなら、「地域生活実現のための支援制度
くみたてる どうぜん
をしっかりと組み立てる」ことは当然である。

ひらのいいん
【平野委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ ちいき せいかつ けんり めいき さんせい ぜんてい
障害者が地域で生活する権利を明記することは賛成であるが。その前提として
しょうがいしゃ さいぜん りえき ほしょう しえん きほん ひつよう
「障害者の最善の利益の保障」を支援の基本とする必要がある。どこで、どのよ
うに生活するのか せいかつ もだいじ もっともじゅうし しょうがいうじしゃ なに
うに生活するのか 茂大事であるが、最も重視すべきは、障害当事者にとって何が
いちばんほんにん よい なに のぞん すたーと
一番本人に良いのか(何を望んでいるのか)からスタートすべきである。

りゆう
○理由

・「地域」とは何かが問題であろう。一般の世帯・住宅で生活することと狭くとらえるのではなく、グループホームなどの支援的環境も包含する必要があるのではないか。（そうしないと結局は家族に障害者を押しつけることになりかねない。）

・入所施設利用者を地域社会に移行することも大事だが、障害特性や事情により地域移行が難しい障害者にとっては、入所施設から出ることが趣旨ではなく、施設そのものを「地位化」という発想も必要と思われる。

【福井委員】

○ 結論

地域で暮らす権利の保障とインクルーシブな社会の構築は、当然の目標であって新制度の根幹をなすものでなければならない。

○ 理由

障害に応じたきめの細かい支援、地域移行や地域生活支援の充実のための施策の展開、が望まれる。一般社会から分離や排除されてはならないという原則にたつての努力が傾注されなければならず、当然公的な責任において必要な財源の確保と、財政的な措置を講ずることが求められる。

【藤岡委員】

○ 結論

前提として、障害者基本法において、上記の基本的権利を確認する条項を設ける。

たとえば次の条項案が考えられる。

「表題：自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン

1項 何人も、障害を理由として、いかなる差別を受けることなく、地域社会において生活する権利を有する。

2項 障がいのある人は、自己の意思に基づき、居住地及び誰とともに生活するかを選択する権利を有する。

3項 障がいのある人は、地域社会における生活を実現するため、国及び地方公共団体に対してその施策を求める権利を有する。」

そして、総合福祉法（私見では「障害児者支援権利保障法」）においては、

「1項 障がいのある人は、みずからの意思に基づきどこに住むかを定める権利、どのように暮らしていくかを定める権利、特定の様式での生活を強制されない権利が保障される。

2項 国及び地方公共団体は、障がいのある人に対して前項の権利を保障する公的義務がある。」との規定を設ける。

○理由

権利条約を実効性あるものとするため。

【増田委員】

○結論

権利条約に基づき、「他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及び誰とどこで暮らすかを選択する機会を得ること、地域社会から孤立や隔離しないための支援を受ける権利」とする。同時にその権利を行使するために必要な制度や支援体制を構築していく責務が国と自治体にあることを明記する

○理由

「自立」という考え方は、人によって捉え方がさまざまであり、支援を受けつつ生きる生き方も含めて考えるべきである。また、もっとも障害の重い人の暮らしを地域で保障していくための具体的な中身が示されない中で、「地域で自立した」という表記については、さまざまな心配や不安をかきたてている現実がある。重度重複の障害があり、医療的ケアが必要な人たちが地域での生活を送っていくことが可能になるような制度や住まいのあり方について検討する必要がある。その際に現在の障害者施設の中での環境をどのように整えていったのか、支援する職員の専門的な関わりなど、実践から学ぶ必要がある。

【三浦委員】

○結論

意見書に記されたことを明記し、具体化する為の方針を規定する。

【光増委員】

○結論

地域で生活する権利の論議をして整理したうえで規定を明文化すべき

りゆう
○理由

せんたく ちいき かんがえかた じりつ せいかつ いとなむ かんがえかた かいしゃくうえ はば
選択した地域の考え方、自立した生活を営むとの考え方には、解釈上の幅
ぶかい ろんぎ うえ きてい かんがえる
がある。部会で論議した上で規定を考える。

もりいいん
【森委員】

けつろん
○結論

しょうがい もとづく さべつ うける ほか しゃ びやうどう ちいき
障害に基づく、いかなる差別を受けることなく、他の者と平等に地域において
じりつ せいかつ いとなみ しゃかいてきかつどう さんか けんり ゆうする
自立した生活を営み、あらゆる社会的活動に参加する権利を有するものであり、そ
のためひつよう ぱーそなる あしすたんす ふくむ しえん さーびす うける けんり ゆうする
のために必要なパーソナルアシスタンスを含む、支援サービスを受ける権利を有するこ
めいじ
とを明示すべきである。

りゆう
○理由

しょうがいしゃけんりじょうやくだい じょう ふまえ ほんにん せんたく どうい もとづく きかい
障害者権利条約第19条を踏まえ、本人の選択と同意に基づく機会の
きんとう ほしょう しょうがい しゅるい ていど せんたくし
均等を保障するものでなければならず、かつ、障害の種類、程度による選択肢の
せいげん もうける
制限を設けるものであってはいけない。

やまもといいいん
【山本委員】

けつろん
○結論

ほうりつ もくてき かけられる
この法律の目的として掲げられるべき

りゆう
○理由

ほうりつ しょうがいしゃけんりじょうやく こくないりこう ほうりつ しょうがいしゃけんり
この法律は障害者権利条約の国内履行のための法律であり、障害者権利
じょうやく じょうもくてき じょういっばんげんそく じょういっばんてき ぎむ てらし じょう
条約1条目的3条一般原則、4条一般的義務に照らして、さらに19条
いっ じょうき もとめられる
から言って上記が求められる

らんてん
論点 A-3-3) しょうがいしゃ じりつ がいねん とらえる そのさい かぞく いそん もんだい
障害者の自立の概念をどう捉えるか？その際、「家族への依存」の問題
かんがえる
をどう考えるか？

あらいいん
【荒井委員】

けつろん
○ 結論

じりつ けいざいめん せいかつめん せいしんめん じぶん ちから み たてる
「自立」とは、経済面・生活面・精神面において、自分の力で身を立てること
かんがえる しょうがいしゃ しょうがい ていど のうりよく おうじて かぞく しえん
であると考えるが、障害者が障害の程度や能力に応じて、家族による支援、
こうけんになん ほさとう ふくめ しゅうい ひつよう しえん える じりつ がいねん
後見人による補佐等を含め、周囲から必要な支援を得ることは「自立」の概念と
むじゅん しえん うけながら じりつ がいねん ふくめて たよう じりつ
矛盾するものではなく、「支援を受けながらの自立」という概念を含めて、多様な自立
みとめて ひつよう
を認めていくことが必要である。

いざわいん
【伊澤委員】

けつろん
○ 結論

かんねんてき じりつ こじん じこ せい さくしゃ がいねん たいせつ しょうがいしゃ
観念的だが「自立は個人が自己の生の作者」という概念は大切。また障害者
じりつ ひろくこくみん きょうつうにんしき ひつよう
だけでなく、「自立」について、広く国民の共通認識が必要！

りゆう
○ 理由

ひとり こと きょうつうにんしき かくりつ いっていねんれい
すべて一人ですることではない！、という共通認識の確立とともに、一定年齢に
たっし おやもと はなれて じこ けつてい じこ せんたく じこ せきになん じりつてきせいかつ いこう
達したら、親元を離れて、自己決定・自己選択・自己責任という自立的生活への移行
たいせい しくみ ひつよう
ができる体制や仕組みづくりが必要ではないだろうか。

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○ 結論

じりつ ふくめたじりつ みとめられる
自律も含めた自立が認められるべきである。
しょうがい じりつ かんねん ちがう けいざいてきじりつ しんぺんかいご じりつ きょうぎ
障害により自立の観念が違ふ。経済的自立、身辺介護からの自立は狭義と
かんがえる
考える。

こども じゅうど しょうがいじしゃ かぞく かいご せいしんめん ふくめ ひつよう
また、子どもや重度の障害児者は家族の介護（精神面を含め）を必要としてい
かぞく いそん もんだい かぞく ふたんけいげん しえん ちゅうしん かんがえたせさく
る。「家族への依存」の問題は、「家族」への負担軽減、支援を中心と考えた施策
はかる
を図るべきである。

りゆう
○ 理由

どうじょう
同上

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○ 結論

単に一人で生きていけることが自立ではなく、支援を受けながらも自己決定し、自分で自分の生活を作り上げることができることを自立と考える。それは、自らサービスを
えらび しえんしゃ えらぶ
選び、支援者を選ぶことでもある。

家族への依存は、自己が尊重され愛情を注がれるという体験が本人の
えんばわめんと ささえる てん じゅうよう いみ もつ とくにしょうがい もつ こども
エンパワメントを支えるという点で重要な意味を持つ。特に障害を持つ子どもの
はったつけいか じゅうようせい ろん こども せいちょうはったつ
発達経過におけるその重要性は論をまたない。このことは、子どもの成長発達に
ふかけつ かぞくいそん そこなわ かぞくしえんこそだてしえん ひつよう
不可欠な「家族依存」が損なわれないための家族支援・子育て支援が必要であることに
もつながる。しかし同時に大人になってまでも共存状態が続くと自立の妨げとな
る場合がある。また、家族への経済的な依存が生じないよう所得保障が必要である。
さいご とうぜん ふくし さーびす ふそく かぞくいそん なくす
最後に、当然のことであるが、福祉サービスが不足することによる家族依存は無くすべ
きである。

りゆう
○ 理由

どんなに障害が重くてもその人なりの自立はあると考えるべきである。
かぞく あいじょう しえんしゃ えんじよしゃ かわつ
家族としてのつながりや愛情は、支援者、援助者が代わってできることではない
かわる
し、代わるべきものでもない。
とくに しょうがい もつ こども ばあい しょうらい ちいき じりつ じりつ せいかつ かかわる
特に、障害を持つ子どもの場合には、将来の地域での自立（自律）生活に関わる
きばん きずく かぞくいそん ひつよう じき じき かぞくしえん こそだてしえん
基盤を築くために「家族依存」が必要な時期がある。この時期には、家族支援・子育て支援
をつじた おやこ たいしょう しえん ひつよう ふかけつ はったつてきてん かんがえる
を通じた、親子を対象とする支援が必要不可欠である。発達の視点から考えると、
しょうがいのしゃ じりつ じりつ かぞくいそん かならずしもむじゅん きよくめん りかい
障害者の自立（自律）と家族依存が必ずしも矛盾しない局面のあることが理解さ
れるべきである。

おおくぼいいん
【大久保委員】

けつろん
○ 結論

基本的には、日常生活や職業生活に困難があっても、自己決定・自己選択
をもって「自立（自律）」と考える（当然、支援を受けた自己決定も含む。）。した
がって、この「家族への依存」が家族の介護等の支援を指すものであるのなら、本来、
じりつ じりつ ちょくせつてき かんけい かんがえる
「自立（自律）」とは直接的には関係しないと考える。
しょうがい ひと かぞく せいしんてき しんりてき かんけいせい いそんかんけい
なお、障害のある人とその家族において、精神的、心理的な関係性（依存関係）
ほうせいど じゅうよう かだい つけくわえたい
は、法制度にかかわらず、重要な課題であることを付け加えたい。

りゆう
○理由

ここでいう「家族への依存」の意味するところが理解できない。自己決定や自己選択の依存なのか、介護等の支援を指すものか、経済的支援なのか。

「家族への依存」が家族の介護等の支援を指すものであるなら、その負担を家族のみに強いるべきではないと考えるが、その負担感は家族によって異なることや障害者本人の家族への依存の自覚もそれぞれ違うことも考えられ、一概に言及することは難しい。また、経済的支援を受けている人は、障害者に限らず多くの例があるとも考えられ、「家族への依存」を課題提起する場合はその論点を明らかにする必要があると考える。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○結論

障害者が、家族へ過度な負担が掛からないような家族支援の在り方と、家族が高齢になった場合に、地域で1人で暮らせるようになるための準備ができるようにすべき。

りゆう
○理由

最重度の障害者を持つ家族への過度な負担のため、親子心中なども起こっている。親が死んでから地域で生きる準備をするのでは遅く、施設入所になりやすい。親が死ぬ前から準備できるように。

地域の支援体制の欠如、旧来からの地域的な因習の変更のために市町村レベルで地域の意識変革。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○結論

・自己決定を前提、家族介護からの自立、経済的な自立の3側面で、かんがえる。

りゆう
○理由

・新法では、家族介護から社会的ケア、という方向をめいかにする。

おだじまいいん
【小田島委員】

けつろん
○結論

どんな生活をするか、家族ではなく本人がきめること。

りゆう
○理由

かぞく ほんにん しせつ びょういん いれない
家族が本人を施設や病院に入れないようにするため。

おの いいん
【小野委員】

けつろん
○ 結論

はいぐうしゃ ふくむかぞく しゅうにゆう しょとくにんていたいしょう じょがい かぞく
配偶者を含む家族の収入を所得認定対象から除外するとともに、家族
かいご ぜんてい きょたく さーびす しくみ おおはば みなおす ぶんぼう ふよう ぎむ きてい
介護を前提とした居宅サービスの仕組みを大幅に見直す。また民法の扶養義務規定
かいせい
を改正する。

りゆう
○ 理由

かいごほけん じりつしえんほう かぞくかいご ぜんてい しくみ
介護保険ならびに自立支援法は、家族介護を前提とした仕組みになっているため、
しえん よくせい かぞく いそん むすびつい
支援の抑制は、そのまま「家族への依存」に結びついてしまうため。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○ 結論

じりつ こじん そんげん そこなわ じょうたい せいじんとともにこくみん ひとり
「自立」は個人の尊厳が損なわれない状態であり、成人と共に国民の一人とし
みとめられる ほう しゃかいてきけんげん だいいり こじん はいじよ
て認められることである。ただし、法により社会的権限を代理される個人を排除し
きほんてき じこ けつていけん せいかつ せんたく ここじん
ない。基本的に自己決定権があり、どこで生活するかについての選択は個々人にあ
る。

かぞく いそん きほんてき こじん まかせられる しょうがい いそん
「家族への依存」は基本的には個人に任せられるべきことである。「障がい」ゆえに依存
いそん かぞく こじん けんり ぞくし かんがえる かこ いま
することも、依存させる家族も、個人の権利に属していると考ええる。ただし、過去から今
あんにもとめられる かぞく ゆえ ふよう ぶんか はいじよ
も暗に求められる家族であるが故に扶養すべきといった文化は排除されるべきである。
かぞく きずな いそんかんけい あたりまえ いそん ふよう
家族との絆は依存関係をともなっていることも当たり前であり、依存＝扶養といった
こうず
構図はありえない。

くわしく ぼうこく じゅうどしょうがいしゃ ねんきん ぜいきん おさめる
詳しくないが、某国では重度障害者であっても年金から税金を納めるとのこ
のうぜいしゃ しゃかいてきたちば いっぱんこくみん たいとうせい たんぽ
と、納税者としての社会的立場が一般国民との対等性を担保していることは、
まなぶ しせい かんがえます
学ぶべき姿勢と考えます。

りゆう
○ 理由

おもいしょうがい せいじんとともにひとり こくみん じりつ こじん
どのような重い障害であっても、成人と共に一人の国民として、自立した個人と
たいおう きほん しゃかいてきじりつ せいじん さだめて いこうこじん
して対応されることを基本とする。社会的自立を成人と定めて、以降個人としての
せいかつ ほしろう かぞく かんけい ほんにん かぞく いこう こくみん
生活が保障されるべきである。家族との関係は、本人と家族の意向によって、国民
いっばん おこなつ かぞくかんけい せいかつ かんがえる かぞくしえん
一般が行っている家族関係と生活のように考えるべきである。家族支援によって
しゃかい さーびす すくなく けんり さーびす うける せんたくけん
社会サービスが少なくすむことも、権利としてのサービスを受けることも選択権に

ぞくし
属している。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

けつろん
○ 結論

かぞく くらす どくりつ くらす せいかつようしき じゆう せんたく
家族とともに暮らすか、独立して暮らすかなど、生活様式を自由に選択でき、
じぶんら せいかつ じりつ かんがえる ばあい かぞく いそん しゃかい
自分らし生活ができることを自立と考える。その場合、家族に依存しない、社会で
ささえる しくみ せいかつ きほん かんがえる
支える仕組み、生活が基本と考える。

りゆう
○ 理由

せいしんしょうがいしゃ いじょう ひと かぞく どうきよ かぞく しえん
精神障がい者においては、80%以上の人が家族と同居しており、家族の支援を
うけて せいかつ みずから せんたく どくりつ じょうけん ととのわ
受けて生活している。これは自らの選択ではなく、独立したくても条件が整わな
いためであり、本人が望めば自立して生活することを可能にする制度（住居、所得、
けあ じゅうぶんとのうひつよう
ケア）が十分整う必要がある。

きたうらいいん
【北浦委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ みずから いし しゅたいてき いきる じりつ
障害者が、自らの意思で主体的に生きることが自立であるとされている。しか
じこ いし ひょうめい こんなん しゃ ばあい かぞくとう だい
し、自己の意思を表明することが困難な者もある。この場合にあつては、家族等の第
さんしゃ しょうがいしゃ しゅたいせい そんたく じこ じつげん しえん しえんしゃ
三者が障害者の主体性を忖度して自己実現を支援することになる。支援者が
かぞく ばあい かど いそん きたい
家族である場合には、過度な依存を期待してはならないようにすべきである。

りゆう
○ 理由

かぞく いそん しょうがいしゃほんにん しえん ゆがめる
「家族への依存」が障害者本人の支援を歪めるようなことがあってはならないの
だいさんしゃ ちえつく はたらく きのう しすてむ こうちく ひつよう
で、第三者によるチェックが働くように機能するシステムを構築することが必要で
ある。

きたのいいん
【北野委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ じりつせいかつ ほか しみん どうよう やくわり しゃかいさんか さんかく
「障害者の自立生活」とは、「他の市民と同様の役割や社会参加・参画す
けんり こうし ひつよう しえん ごうりてきはいりよ かつよう ほんにん えらびとつ
る権利を行使するために、必要な支援や合理的配慮を活用して、本人の選びとつた
せいかつ
生活」のことである。

りゆう
○ 理由

ほか せんたくし ほしょう なか ほんにん かぞく ともにせいかつ えらびとつ
他の選択肢が保障された中で、本人もその家族も、共に生活する選びとつ

ばあい にかぞく いそん よば とうぜん いっぱんてき じんせい
た場合には、それを「家族への依存」と呼ばないことは当然であるが、一般的 な人生
けいけん せんたくし ほしょう いがい せんたくし そうていこんなん わがくに げんじょう
の経験や選択肢を保障せず、それ以外の選択肢が想定 困難 なわが国の現状は、
ほんにん じりつ かぞく じりつ さまたげて ちゅうい
「本人」の自立も、「家族」の自立をも妨げてしまっていることに注意 すべきである。

きみづかいいん
【君塚 委員】

けつろん
○ 結論

ねんれい かんきょう こうりよ そうき たいおう ひつよう
年齢や環境などを考慮して、早期より対応をおこなう 必要 がある。

りゆう
○ 理由

かぞく なりたた さけ いそん ごじよ
家族が成り立たなくなることは避けねばならないが、依存ということではなく、互助の
かく かぞく ささえない しょうがいしゃ せいかつ なりたた おそれ いそん
核として家族が支えないと、障害者の生活が成り立たなく恐れがある。依存という
ことではなく、家族の一員として、受け入れてゆくための方策が 必要 である。とくに
かぞく いちいん うけいれて ほうさく ひつよう
見の場合には見が家族の中心 となって、家族関係が形成されてゆくための仕組みの
じ ばあい じ かぞく ちゅうしん かぞくかんけい けいせい しくみ
検討がなされなければならない。

こんどういん
【近藤 委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ じりつ じこ せんたく じこ けってい じこ じつげん とらえる
障害者の「自立」は、自己選択・自己決定により、自己実現をはかることと捉える。

りゆう
○ 理由

じりつ けいざいてき じりつ にちじょうせいかつどうさ じりつ さす しえん
「自立」は、経済的自立や日常生活動作の自立を指すのではなく、支援を
うけながら じこ せんたく じこ けってい ひと いきる
受けながら、自己選択・自己決定をもってその人らしく生きることである。

さいとういん
【齋藤 委員】

けつろん
○ 結論

しょうがいしゃ じりつ きゅうらいてき ひと て かりない じりつ とうぜん ひつよう
障害者の自立とは 旧来的な「人の手を借りない」自立では当然なく、必要な
しえん うけつつ しゃかい なか とともに いきる しゅたいてき そんざい
支援を受けつつ 社会の中で共に生きる 主体的な存在としてあることである。だから
いってい ねんれい すぎ おや かぞく いそん すむ かんきょう じょうけん
して一定の年齢を過ぎれば、親・家族に依存しなくても済むような環境や条件の
せいび じゅんび
整備が準備されなくてはならない。

しみずいん
【清水 委員】

けつろん
○ 結論

じりつ ひつよう しえん えて わたし わたし いきる かぞく いそん
「自立」とは、必要な支援を得て私 が私 を生きるとのこと。「家族への依存」

の問題は本人が家族としての役割をどう果たすか、そのことの支援をどうすすめていくかという観点に転換すべき。

理由

一人ひとりがその存在の価値を発揮していくことを支援していくことが、地域自立生活支援であると考えます。そういうことの実態化に向けて、具体的に支援を進めていくべきだと思います。そしてどんなに障害の重い本人も、例えば娘として息子として、年老いた親をどう看取っていくか等、そのことに向けて支援が求められているのだということに、青葉園の人たちの今の生き方から気がついてきました。

【末光 委員】

結論

重症心身障害者など重度の知的障害があるために自己決定が困難な障害者においては、自立とは、生命と生活が安定して支えられることを基本として、それぞれの人の意欲と意志と個性が尊重される状態である。生命と生活の維持が家族に依存し過ぎる状態は避けるべきである。

【竹端 委員】

結論

支援をうけた自立、という考え方を、法の中でもひとつの柱にすべきです。

理由

自立には4つの自立があると言われています。1. けいざいの自立。2. 身体能力の自立。3. 自己決てい・選たくの自立。4. 個性やその人らしさの自立。1や2の自立がむずかしい障害者が大切にしてきたのは、自分で決める・選ぶという3の自立でした。でも、それが苦手な障害者もいますが、だれだって個性やその人らしさがあります。1や2ができないから、大人になっても家族にずっと頼らなければいけないのは、本人もかぞくも苦しめます。3や4の自立を支えるのが、総合福祉法で大切なところです。

【田中（伸）委員】

結論

障害者が他者から支援を受けることは障害者の「自立」に反するものではない。

しょうがいしゃ がその家族から多くの時間と 労力 をかけた支援を受けてきたことは事実であるが、これは 旧来型 の支援体制であって、新法では 障害者が社会全体からの支援を受けることを前提とし、家族は支援者の一人であるという考え方をとるべきである。

○理由

従来、障害者はその家族から多大な支援を受けてきたことは事実であるが、このことは、社会における障害者に対する理解が不十分であったことを背景として、障害者の「家族内への隔離」という状況につながっていたといえることができる。障害者が地域で生活する権利を前提とする新法では、障害者を社会全体で支援し、家族はその一支援者としての地位に立つとした上で、障害者が各種の支援を受けながら、自らの選択と決定を行うことで「自立」が確保されると考えるべきである。

【田中（正）委員】

○結論

基本的には、「障害者の自立・支援」として、自立は支援と対にしてとらえる。「家族への依存」の問題については、回答不能。

○理由

ICFを踏まえて必要な支援を受けての自立としてとらえるべき。「家族への依存」は自立を考える際の環境の一つとしてとらえる。支援や経済的な不足により家族との関係が共依存である状態などが想定されるが、自立を考える上で、家族への依存だけが取り上げるべき環境ではないととらえているため。

【中西委員】

○結論

自己選択・自己決定による自立生活はあらゆる障害者にとって可能である。支援を受けての自己決定という概念を認めるべきである。子供が家族から自立するのは生理的な欲求であり、それを支援するのが総合福祉法の役割である。家族支援を前提とした支援は、結局は障害者の家族への依存を生み、家族の障害者への共依存を生んでいる。

○理由

知的障害者は自己決定能力がないとよく言われるが、当事者とのコミュニケーションツールを工夫し、ボディーランゲージも含めて、イエス、ノーを聞き出すことはほとんどの障害者において可能である。それを出来ない人たちについては、家族や周囲の人たちで本人の性向を熟知している人たちが支援して、本人の一番望むことを実現していくことが必要である。

【中原 委員】

○ 結論

自己決定・自己実現をもって自立ととらえるのであれば、自立と「家族への依存」は直接的には関係しないと考える。また提起されている「家族への依存」の意味が不明確である。

家族への過度な依存は好ましくないが、家族の理解と協力は必要である。

○ 理由

本人と家族の利害関係が相反する場合もあるが、家族関係を依存という問題としてとらえるのはどうか。

「家族への依存」を介護等の支援を指すのであれば、その負担の軽減を図ることは必要だが、両者は直接的には関係しないと考える。

【奈良崎 委員】

○ 結論

重度の障がい者であっても本人に福祉サービスのことを教えることが大切

○ 理由

障がいがあっても家族だけでは考えない。まわりの人たち支援者が手伝い、伝えることが大切

【西滝 委員】

○ 結論

対等で人間的なコミュニケーションの権利や諸権利を保障した社会環境が障害者の自立を促す。成長に沿った生涯にわたっての権利保障の道筋が「家族への依存」を不要とする。

○ 理由

自由で十分なコミュニケーション環境が整備されることにより能力を発揮し活躍する聴覚障害者の生きざまを通して「自立」「家族依存」が社会環境にあることを痛感する。

【野原委員】

○ 結論

当事者の選択（自己決定権）を保障すること。

○ 理由

先の見えない長期の療養生活を家族とともに過ごしたいと願う難病患者は少なくない。家族への「依存」は、当事者への経済的自立の社会的保障、家族への支援を含めて行うことを前提に、一概に否定されるべきではない。これも多くの場合、個人のニーズへ対応する地域の力量によって「自己決定権」の質が変わってくる。当然、家族がなくても自立するに足る当事者の生活は保障されなければならない。小児の場合は、これらに身辺自立を培う教育的配慮が必要である。

【東川委員】

○ 結論

他の法律の規定も含め、「自立をどうかんがえるか」は様々な考え方がある。自立は少なくともつぎの3つの意味を含む考え方と捉えるべきである。

第1に自己決定・自分の考えがしっかり取り入れられていること。

第2に日常生活を送るための動作ができること、

第3に就労。就学を含む社会生活がおくれること。

障害があるために、こうした自立が困難である場合は、必要な支援を保障し、自己決定を大切にしたいに生き方を実現することこそが、障害者にとっての自立であると考える。

○ 理由

障害があるために、特別の困難がある場合の「自立」は、特別の困難にたいする支援が保障されることがまず大切なことである。でなければ、これまでの歴史で明らかかなように、支援を必要とする者は、「自立できない人」として存在を否定され、当然の権利が奪われたり、「人間らしく生きること」が踏みにじられることになるからである。

かぞくとともにせいかつ せいじん しょうがいしゃ どくりつ じんかく ほしょう
家族と共に生活しても成人した障害者には独立した人格が保障されねばな
らいし、かぞく ひつよういじょう ほご ふよう ぎむ なくさ
家族による必要以上の保護も扶養の義務も無くさなければならない。
かいごしゃ なき あと ふあん しゃかいぜんたい しえん しくみ ひつよう
介護者亡き後の不安をなくす社会全体が支援していく仕組みが必要である。

ひらのいいん
【平野委員】

けつろん
○ 結論

じりつしえんほう じりつ けいざいてきじりつ かいじょ ようし せいかつめん じりつ
自立支援法が自立を、経済的自立と（介助を要しない）生活面での自立としてが、
じりつ たぎてき とらえる ひつよう せいかつ ほご せんもんいいんかい ねん せいかつ ほご
自立を多義的に捉える必要がある。生活保護専門委員会（H16年）は、生活保護
における自立を「就労自立」「日常生活自立」「社会生活自立」としたが、
しょうがいしゃりょういき ならっ じりつ けっか
障害者領域でもこれに倣ってはどうか。また「自立したかどうか」という結果で
はんだん じりつ ぷろせす べくとる かんがえる
判断するのではなく、「自立しつつあるのか」というプロセスやベクトルで考えるべき
ではないのか。

りゆう
○ 理由

しょうがい たき たよう かんがえれ じりつ たんいつ ていぎ きてい むり
障害が多岐多様であることを考えれば、自立を単一の定義で規定することに無理
がある。
じりつ できた けっか ひょうか できなかつ しょうがいしゃ じこ
また、自立出来たかという結果で評価するのであれば、出来なかった障害者は自己
せきにな はたし しょうがい しゃかいてきせきむ かんてん
責任を果たしていないこととなる。障害そのものを社会的責務という観点から
とらえる けっか ぷろせす べくとる ちゅうもく ひつよう
捉えるのであれば結果でなく、プロセスやベクトルに注目する必要がある。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○ 結論

ほんにん じりつ ほう せいび
本人が自立しやすいような法などの整備。
ぶんかてき ふくめて
文化的なものも含めて。

りゆう
○ 理由

かぞく おもいこん しゃかい してん だいじ
家族がみるべきだと思い込んでいるので、社会がみるという視点が大事。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○ 結論

じりつ しょうがいしゃ みずからせんたく ちいき にんげん せんげん たもち あんしん
自立とは、障害者が自ら選択した地域で、人間としての尊厳を保ち、安心して
せいかつ いとなむけんり ゆうする かぞく いそん とうぜんだつきやく
て生活を営む権利を有することをいう。「家族への依存」からは当然脱却しなけ
ればならず、こうてきせさく ほしょう
公的施策がそれを保障しなければならない。

りゆう
○理由

私たちが廃止しようとしている「障害者自立支援法」は、まさにこの点を根本的に逸脱した理論であった。障害を自己責任、受益者負担と位置づけ、自立を支援するのではなく、自立という本来の権利をしっかりと保障していくことこそ社会的な責任なのである。その実現のために、24時間介護を含む支援制度を構築し、共生社会の実現をめざすことが望まれる。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

ここで論じるべきは、障害者公的支援法を論じる文脈での自立概念であって、一般哲学での自立論ではないことに注意するべきである。支援法に基づく公的施策を含む様々な支援を活用しながら自らの意思で生き生きと主体的に生きていくこと。従来障害の家族介護、家族責任から社会責任への移行を明らかとするべき。

りゆう
○理由

障害者が就労により経済的に自立することも障害者の人間としての尊厳確保の意味からも、社会経済上もとても大切なことであり、この部会のめざす重要なテーマの一つは「一般就労」と「福祉的就労」の分断を可能な限り解消して、「社会的雇用」等の充実も図り、支援を活用しながらの労働を実現することにある。

公的支援を受ける権利を行使することは決して経済的自立とも背反するものではなく、「公的支援を活用しながらの経済的自立」（職場内パーソナルアシスタント付き就労など）を本格的にめざすべきである。

措置時代、支援費制度の「家計への影響を斟酌」という文言は障害の家族責任を前提としており、新法はこの思想からの決別を謳わなければならない。

ここでは民法上の扶養義務一般を廃止すべきことを意味しない。

障害に起因する特別な負担を親子、配偶者、家族に課さないということである。

親子、夫婦等の生活扶助義務一般を否定する議論は飛躍と考える。

ますだいいん
【増田委員】

けつろん
○ 結論

「家族が面倒をみるのが当たり前」という政府の考え方を改め、本人本位の
法律制度にしていく。障害のある人の支援を考える時に、本人中心にその支援を
組み立てるべきである。医療的なケア、福祉的な支援や介護を受けつつ、1人の人間
として尊厳ある暮らしを送ることがその人にとっての自立した暮らしといえる。

りゆう
○ 理由

自立にはさまざまな考え方があり、その多様性を認め、支援のあり方を考える必要
がある。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○ 結論

「自己決定と自律」を基本とした自己実現を自立とする。同時に、責任についても
決定・自律のレベルに応じて明確にする。そして、本人の意思を尊重しながら家族
介護等を前提としない支援体系（権利擁護・所得保障・住まいの場・ケアサービス）
の構築が必要と考える。

りゆう
○ 理由

障害を障害のある人の内にあるものとして、障害に伴う生活課題を、自己
責任、同時に家族責任としてきた障害観を根底から転換して、支援体系を構築
する必要があるため。

みつますいん
【光増委員】

けつろん
○ 結論

自立の概念は幅が広い。だれにでもあてはまるような自立の概念の表現が必要。
「家族への依存」の表現は偏りがある文章表記を直すべきでないか

りゆう
○ 理由

だれでも人間として生きていくうえでの自立の考え方があり。そのために一人で
生きていく人もあれば、多くの人の支援を受けながら地域で生活している人もある。
中には病院で医療を受けながら生活している人もいる。したがって自立の概念は
広くだれにでもあてはまる表現にすべき。

「家族への依存」の表現はかえるべき、家族に皆依存しているわけではない。家族と

関係性の問題である。多くの人は家族から依存でなく、協力、支援を受けている。

もりいじん
【森委員】

けつろん
○ 結論

自立とは、「自己決定、自己選択をもとに自己実現すること」であることについて国民すべてに理解を浸透させる必要がある。「家族への依存」が自立を妨げる場合のあることについてもわかりやすく明記すべきである。

りゆう
○ 理由

「家族による保護的思考」、「家族への依存」が障害者の自立を妨げている現状について、家族、本人を含め理解を進める必要がある。

やまもといじん
【山本委員】

けつろん
○ 結論

自立概念については、自律自己決定と同時に、支援を受けた上での自律自己決定ととらえられるべきであり、さらに自律自己決定の前提は選択肢の保障であり、自律の概念規定以前に選択肢保障が法的になされるべき
選択肢保障のないところに自己決定はない
家族への依存は否定されるべき

りゆう
○ 理由

自立が経済的自活や、一人でも何でもできることではないということが重要であり、この点の確認がないと、一生訓練に費やすことを強いられたり、全生活を医療の傘に下に置かれたりすること、あるいは就労強制や就労に向けた訓練のみが強調されることになり、障害を持つものが他のものと平等に扱われないことになる。

また病院・施設しか生きる場がない、あるいは限られた選択肢を押し付けられるということがないように、選択肢の保障は自律自己決定の前提である。

なお家族への依存については、依存しているのは国の社会保障制度であって、障害を持つ人の依存ではない点が重要